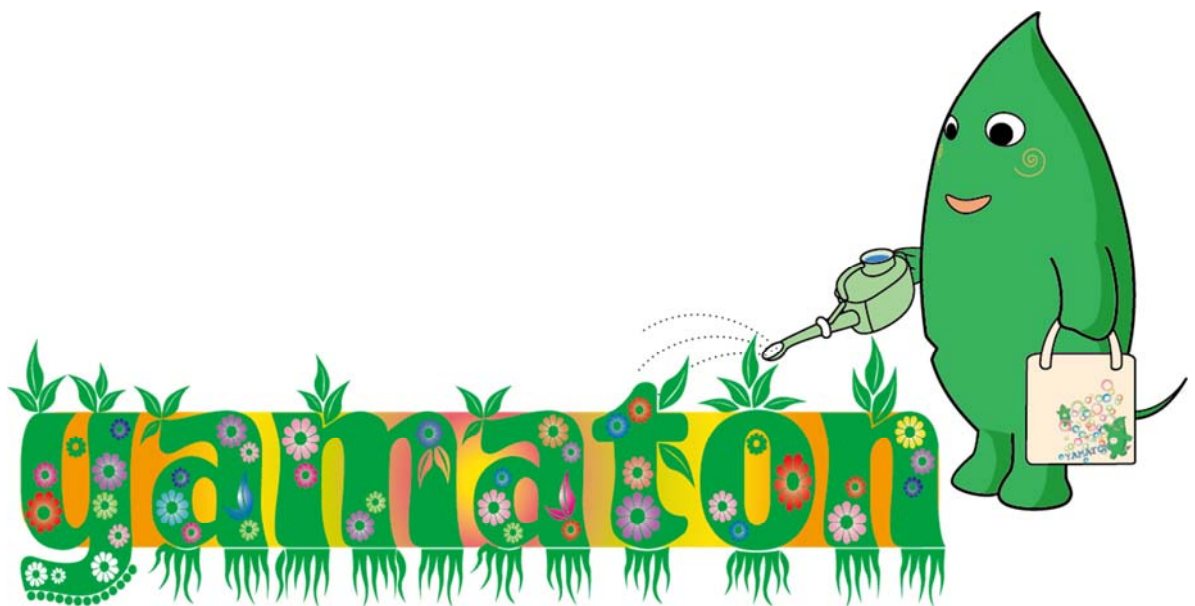


ごみ処理基本計画編



「大和市イベントキャラクター『ヤマトン』」

第1章 一般廃棄物の排出及び処理状況

第1節 計画の対象となる一般廃棄物

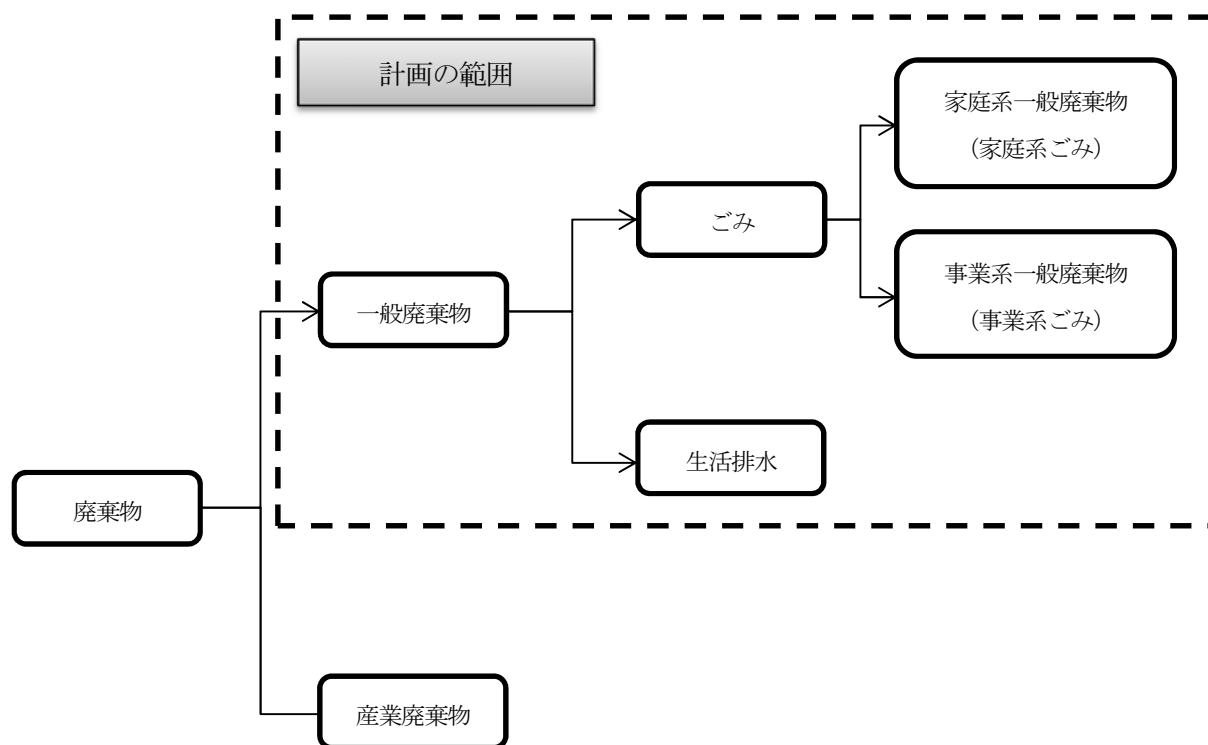


図 1-1 計画の対象となる一般廃棄物

○「一般廃棄物」

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業系一般廃棄物（事業系ごみ）に分類されます。

○「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）とは、事業活動に伴って排出される一般廃棄物のことであり、自らの責任において適正に処理する必要がありますが、大和市環境管理センター一般廃棄物受入基準（以下「大和市受入基準」という。）に規定された紙、生ごみ、布などは環境管理センターに搬入することができます。

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の例を以下に示します。

- 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布ざれ、梱包に使用した木くず
- 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

○「産業廃棄物」

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物の内、法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。産業廃棄物は本市で受け入れできません。

第2節 人口及び世帯数とごみ排出量の推移

1. 人口及び世帯数の推移

過去10年間のごみ排出量及び人口(各年度10/1時点)の推移は、図1-2のとおりです。人口はわずかず増加していますが、ごみ排出量は平成17～19年度に大きく減少し、平成20年度以降は微減・微増を繰り返しています。

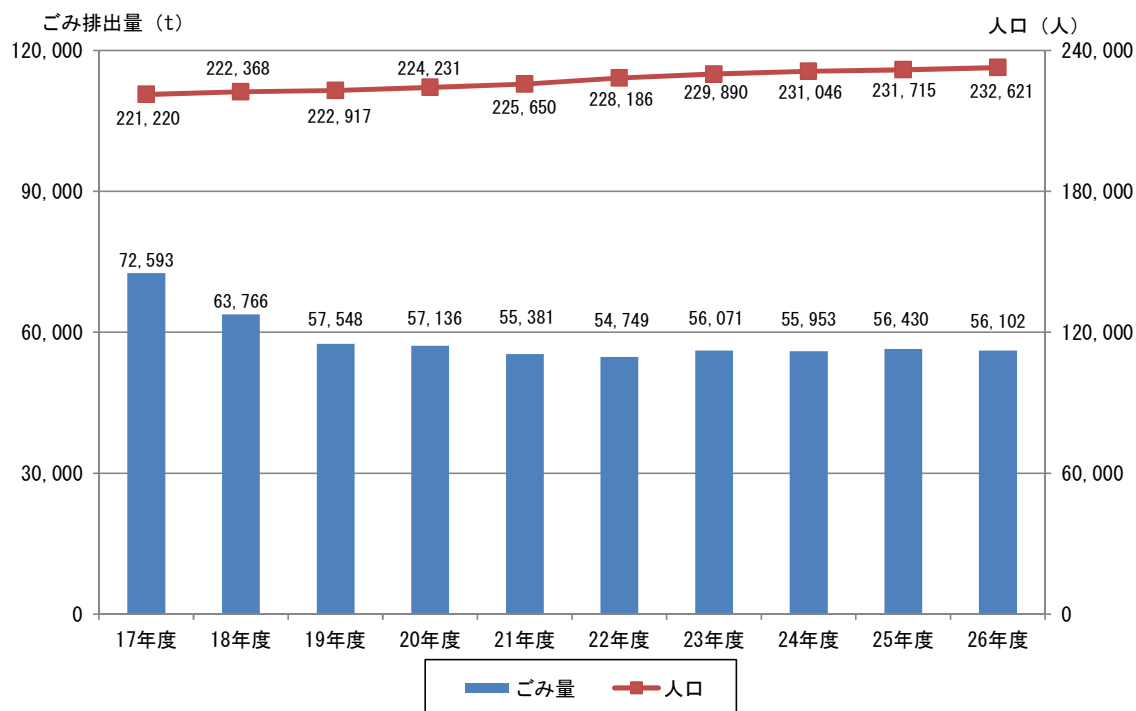


図1-2 ごみ排出量及び人口の推移

資料：清掃事業の概要（大和市）より作成

平成12年、17年、22年の国勢調査によると本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数は以下の通りです。

表1-1 本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数の推移

	一般世帯数	一般世帯人員	1人世帯数	2人以上世帯数	平均世帯人員	1人世帯比率	65歳以上比率
平成12年	84,243	211,478	25,334	58,909	2.51	30.1%	11.6%
平成17年	90,056	216,605	29,313	60,743	2.41	32.5%	15.2%
平成22年	97,187	225,920	32,378	64,809	2.32	33.3%	19.4%

資料：平成12年、17年、22年国勢調査（総務省）より作成

2. ごみ排出量の推移

ごみ排出量を家庭系ごみ、事業系ごみに区別した推移は図 1-3 の通りです。家庭系ごみは平成 19 年度から、事業系ごみは平成 21 年度から微減、微増を繰り返しています。

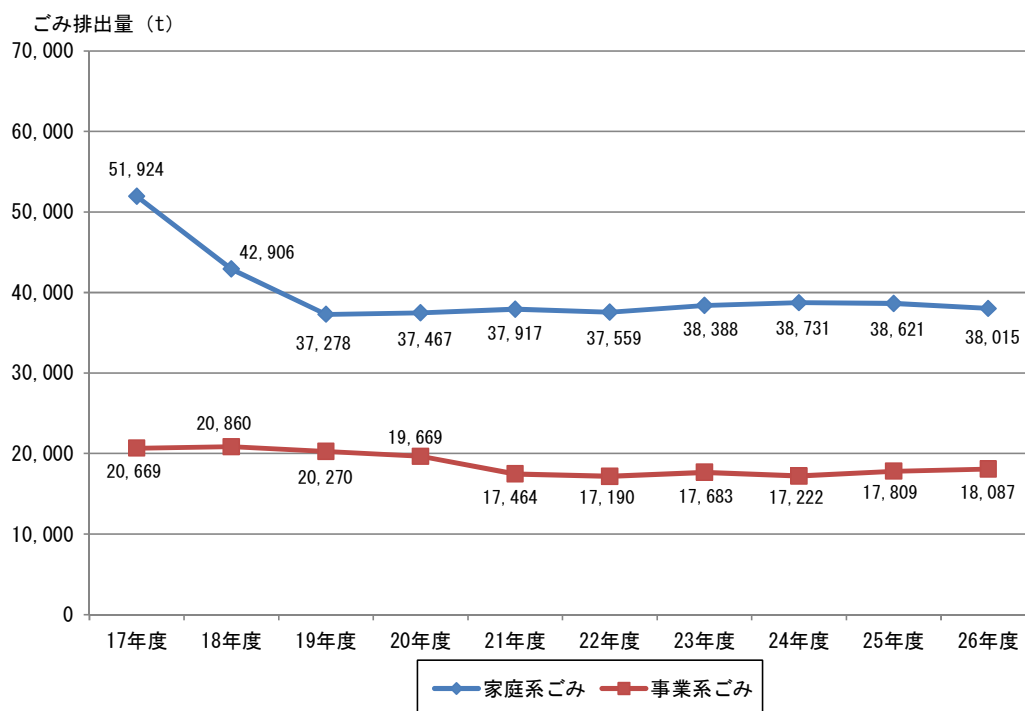


図 1-3 排出区分別ごみ量の推移

資料：清掃事業の概要（大和市）より作成

平成 19 年度以降の市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量も横ばいで推移しています。

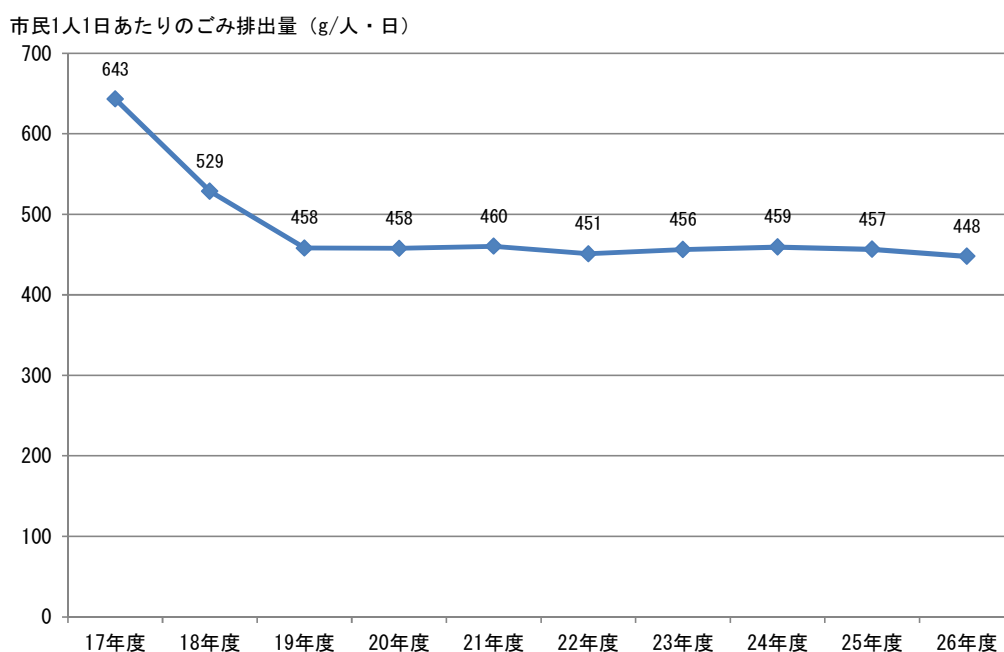


図 1-4 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

資料：清掃事業の概要（大和市）より作成

3. ごみの種類組成割合

本市が実施しているごみ質分析（環境管理センターに集めた市内全域の燃やせるごみについて、乾分析を行ったもの）の結果は、図 1-5 のとおりです。

過去 5 年間のごみの種類の組成割合においては、紙・布類が最も多く、次いでビニール類が多い状況です。

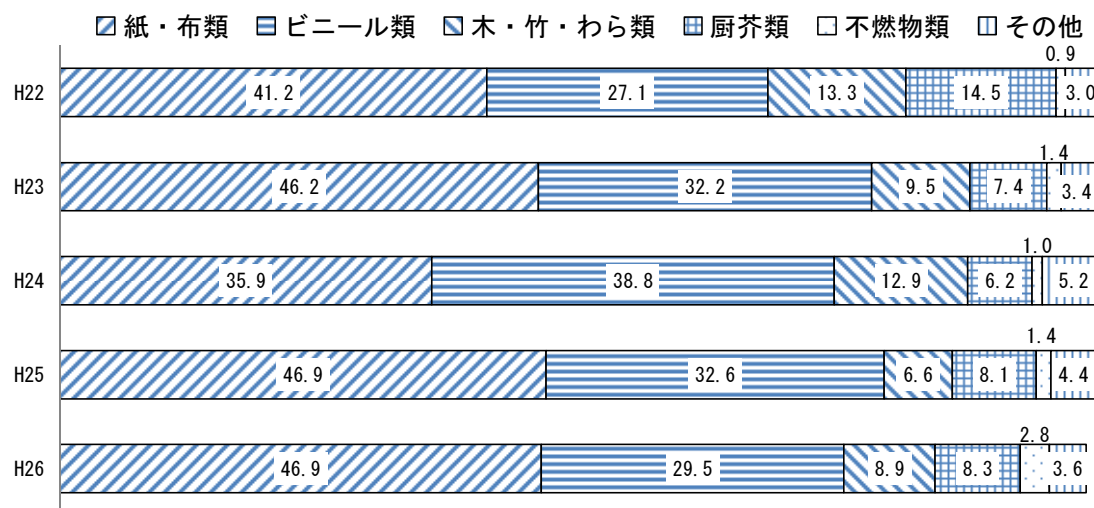


図 1-5 ごみの種類組成割合の推移

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

また、高齢化の進展の現状を踏まえ、今回 65 歳以上の人口割合が高い地域を 2 箇所（A 地域、B 地域）抽出し、ごみ質分析を実施しました。今回の結果は、平成 26 年度市内全域のごみ質分析結果と比較すると、厨芥類の割合が 2 倍以上と高く、木・竹・わら類と不燃物類が低い割合となりました。

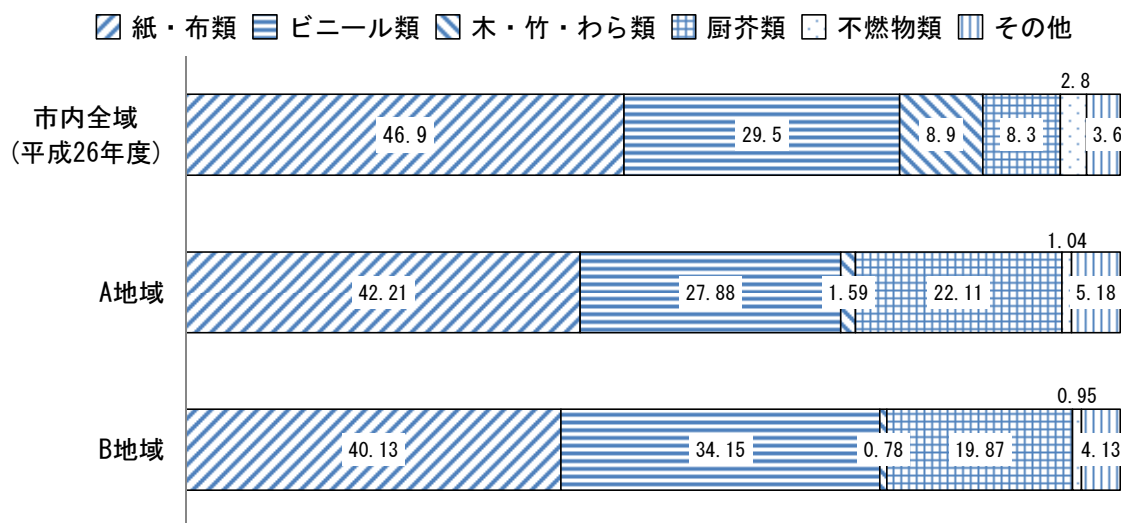


図 1-6 市内全域と 65 歳以上の人口割合が高い地域のごみの種類組成割合の比較

※65 歳以上人口割合：A 地域 42.7%、B 地域 39.9%、大和市平均 22.3%（平成 27 年 4 月）

4. 家計消費支出と食品ロス

家庭系ごみの排出量は、物品購入の消費支出と深い関係があると考えられます。総務省の平成 26 年度家計調査によると、1 人当りの家計消費支出は世帯人員が 2 人以上の世帯に比べて単身世帯の支出が多くなっています。

表 1-2 平成 26 年度家計消費支出

		2人以上世帯 平均 3.03 人	1人当たり (注 1)	単身世帯	単身世帯 / 2 人以上世帯 1 人当たり
消費支出		3,494,322 円	1,153,242 円	1,944,019 円	1.69 倍
	食料	913,261 円	301,406 円	521,496 円	1.73 倍

注 1：2 人以上世帯の 1 人当りは 2 人以上世帯の消費支出、食料の金額を世帯人員の平均 3.03 人で割った値です。

資料：平成 26 年度家計調査（総務省）より作成

また、農林水産省の平成 26 年度食品ロス統計調査によると、1 人 1 日当たりの食品ロス量は世帯員構成が少なくなるにしたがって多くなっています。

表 1-3 平成 26 年度 1 人 1 日当たり食品使用量及び食品ロス量(g)

世帯員構成(注 2)	食品使用量	食品ロス量				
		計	廃棄			食べ残し
			小計	過剰除去	直接廃棄	
世帯計 <346>	1,103.1	40.9	29.7	22.4	7.3	11.2
単身世帯<36>	1,498.8	61.4	40.6	28.0	12.6	20.7
2 人世帯<168>	1,309.7	52.8	39.7	32.2	7.5	13.1
3 人以上世帯<142>	948.8	32.2	22.8	16.0	6.8	9.4

注 2：〈 〉内の数値は、調査世帯数を示しています。

資料：平成 26 年度食品ロス統計調査（農林水産省）

第3節 ごみの減量化及び資源化の状況

ごみ排出量は、平成 18 年 7 月からの家庭系有料指定ごみ袋の導入や戸別収集の開始により大幅に減量化され、その後は微増・微減を繰り返しています。また、資源分別回収量は、段階的な資源回収品目の拡大や拠点回収の開始、平成 18 年度からのその他プラスチック製容器包装の資源回収等により増大しましたが、平成 19 年度以降は新聞販売部数の低下や店頭回収の定着等の影響により減少傾向にあります。現在、市は生ごみの水切り等によるごみ減量化の啓発や資源拠点回収場所の増設、また、平成 25 年 11 月からの使用済小型家電の回収の開始等により、更なるごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1. ごみの有料化

平成 18 年 7 月から家庭系有料指定ごみ袋を導入し、平成 21 年度に手数料を改定しました。家庭系有料指定ごみ袋の価格は、表 1-4 のとおりです。また、事業系一般廃棄物については、少量排出事業者のごみも戸別収集の対象としました（事前申込制で、排出量は従前と同様に 1 回 2 袋までとなります。）。事業系有料指定ごみ袋の価格は、表 1-5 のとおりです。

表 1-4 家庭系ごみ処理手数料【家庭系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	5 リットル	10 リットル	20 リットル	30 リットル	40 リットル
価格	80 円	160 円	320 円	480 円	640 円

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

表 1-5 事業系ごみ処理手数料【事業系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	10 リットル	20 リットル	45 リットル
価格	640 円	1,280 円	2,880 円

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

2. 資源物のステーション回収

資源分別回収は、昭和 40 年代から自治会、子供会、婦人会等が自主的に実施していました。しかし、平成 6 年 6 月からは、市が安定的かつ効率的に回収するために全市域で実施しています。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行を受け、ペットボトル及び紙パックの回収を段階的に拡大し、平成 11 年 4 月から全市域で実施しています。

更に、平成 13 年 4 月からは白色トレイ、平成 14 年 4 月からは紙製容器包装、平成 18 年 7 月からはその他プラスチック製容器包装を資源として位置付け、7 種 14 品目を全市域で回収しています。

表 1-6 資源物の分別区分

区分		代表的なもの	備考
資源物 (無料)	紙	①新聞・折り込みチラシ ②雑誌・本・その他の紙 ③段ボール ④紙パック ⑤紙製容器包装	・シュレッダー裁断紙・半紙等は燃やせるごみ ・①～③は各々梱包 ・④～⑤は各々コンテナ回収
	布類	⑥布類	・梱包、透明又は半透明の袋で回収
	空き缶・金物類	⑦アルミ ⑧スチール	・コンテナ回収
	ペットボトル	⑨ペットボトル	・ネット回収
	空きびん類	⑩生きびん (国産ビールびん、一升びん等) ⑪透明びん ⑫色付きびん	・コンテナ回収
	白色トレイ	⑬白色トレイ	・ネット回収
	その他プラスチック製容器包装	⑭その他プラスチック製容器包装	・透明又は半透明の袋で回収

資料：平成 27・28 年度版家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）より作成

3. 自治会への助成

資源分別回収事業の推進を図るため、自治会（自治会組織がない地域の「資源分別回収に協力する法人又は団体」を含みます。）には、資源物の回収量に応じて報奨金を支払っています。

平成 18 年 6 月までは、自治会に対し資源分別指導報奨金（資源排出場所であるリサイクルステーションでの資源物の分け方・出し方の指導に対する報奨金：リサイクルステーション 1 箇所での 1 回の指導につき 1,800 円）を支払っていました。しかし、平成 18 年 7 月以降は、自治会が地域の事情に合わせてリサイクルステーションを管理する方法に変更したことに伴い、リサイクルステーション管理料（リサイクルステーション 1 箇所につき月額 4,000 円）を支払っています。

4. 生ごみ処理容器等設置支援

平成 2 年度から、厨芥類のごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ処理容器（コンポストタイプ）を設置した市民を対象に、購入費の一部を補助する制度を開始しています。

また、平成 13 年度から従来のコンポストタイプ以外に微生物・菌活用型容器、平成 14 年度からは、電動式生ごみ処理機、剪定枝を粉碎しチップ化するガーデンシュレッダーも補助対象品目に加え、平成 15 年度には、補助対象者に一般世帯のほか自治会及び事業者も加えました。更に、平成 18 年度からは、補助率及び上限額を引き上げ、生ごみ処理容器の普及に取り組んでいます。

表 1-7 生ごみ処理容器等設置数一覧

年 度	コン ポ ス ト (基)	微 生 物 活 用 (基)	電動式生ごみ 処理機 (基)		ガーデン シュレッダー (基)			合 計 (基)	設 置 累 計 (基)	世 帯 数	世 帯 累 計
			家 庭	事 業 所	家 庭	事 業 所	自 治 会				
平成 2 年～ 平成 21 年度 累計	5,858	16	3,090	64	118	4	4		9,154		7,823
平成 22 年度	21	0	95	3	10	0	0	129	9,283	123	7,946
平成 23 年度	17	0	87	1	5	0	0	110	9,393	108	8,054
平成 24 年度	5	0	126	2	8	0	0	141	9,534	141	8,195
平成 25 年度	15	0	111	2	8	1	0	137	9,671	136	8,331
平成 26 年度	8	0	113	1	6	1	0	129	9,800	127	8,458
累 計	5,924	16	3,622	73	155	6	4		9,800		8,458

※平成 16 年度までのコンポストの内訳は、700型 599 基、1300型 1,844 基、1900型 3,259 基である。

平成 17 年度以降の内訳はない。

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

5. 資源循環型生ごみ処理機の設置

本市では、学校給食を単独で調理している市立小学校に資源循環型生ごみ処理機を設置し、給食の調理くず、残飯等を利用した資源循環システムを構築しています。

具体的には、給食の調理くず、残飯等を堆肥として活用するため生ごみ処理機で一次発酵を行い、近郊の農業者の農地で二次発酵を行った後に農作物栽培に活用し、採れた野菜などを学校給食に還元することで、小学校での環境学習にも役立てています。

表 1-8 資源循環型生ごみ処理機設置校及び処理能力一覧

設置年度	学校名	処理能力
平成 17 年度	大和小学校	150kg／日
	深見小学校	70kg／日
平成 18 年度	北大和小学校	150kg／日
	草柳小学校	55kg／日
平成 19 年度	林間小学校	150kg／日
平成 20 年度	渋谷小学校	55kg／日
平成 24 年度	桜丘小学校	55kg／日
平成 25 年度	西鶴間小学校	70kg／日

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

表 1-9 資源循環型生ごみ処理機の生ごみ投入量・取り出し量実績

	運転日数 (日)	投入量 (kg)	取出し量 (kg)	減量率 (%)
平成 22 年度 (6 校)	165	41,627	9,866	76.3
平成 23 年度 (6 校)	170	39,225	8,794	77.6
平成 24 年度 (6 校)	175	37,459	8,509	77.3
平成 25 年度 (7 校)	174	31,779	8,297	73.9
平成 26 年度 (8 校)	177	35,665	9,479	73.4

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

6. 資源物の拠点回収

早朝からの出勤、旅行、転居など何らかの理由により資源物を地域のリサイクルステーションに出せない市民に対する利便性の向上と、ごみの減量化及び資源化を推進するため、駅前広場などで指定した曜日及び時間に資源回収を実施しています。

表 1-10 拠点回収場所等一覧

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
・つきみ野駅 駅前広場 ・中央林間駅北口（交番西側） ・大和市役所正面入口 ・旧大和駅周辺再開発事務所敷地内（中央 4-1-14）	毎月 1・3 回目 日曜日	午前 10 時から 午後 2 時	・ A 資源 ・ B 資源 ・ 容器包装プラ ・ 植物性廃食用油 ・ 電動式生ごみ処理機から発生したたい肥（処理品）
・ 大和スポーツセンター 南側広場（上草柳 1-1-1） ・ 相模大塚駅北口 ・ 桜ヶ丘駅西口（バス停前） ・ 高座渋谷駅西口	毎月 2・4 回目 日曜日		
・ 大和市資源選別所（上草柳 563-11）	毎日 （12 月 29 日～1 月 3 日を除く）	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 （昼休みを除く）	

資料：平成 27・28 年度版家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）より作成

7. 家具類の再利用

家庭で不用となった家具類の再利用（リユース）を通し、ごみの減量化・資源化及びリサイクルに関する啓発を行うため、平成 18 年 5 月に家具類再生展示施設（リサイクル未来館）を開館しました。まだ使用できる家具類の「リサイクル収集」を行い、当該施設で回収した家具を清掃、補修した後に展示し、希望者に抽選により頒布しています。

なお、平成 26 年 8 月からは先着順に頒布する無抽選頒布も開始し、更なる頒布数の増加に努めています。

表 1-11 家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営状況

年 度	回 収			処分	展 示		頒 布						
	リ サ イ ク ル 収 集 数	引 取 数	工 場 棟 計	処 分 数 粗 大	展 示 数	来 場 者 数	総 数 頒 布 申 込	抽 選				頒 布 数	頒 布 収 入 （円）
								配 布 数	抽 選 倍 率	平 均 倍 率	最 高 倍 率		
H22	460	329	789	250	678	10,593	3,398	593	5.01	60	567	736,000	
H23	347	339	686	130	570	8,817	2,627	487	5.40	37	474	653,000	
H24	458	429	887	175	519	9,955	3,354	462	7.26	52	464	564,500	
H25	487	567	1,054	188	623	11,148	3,304	528	6.26	53	513	660,000	
H26	542	841	1,383	157	1,280	10,864	3,589	736	4.88	50	872	1,509,500	

※1 展示前のストックがあるため、回収数と処分・頒布数は一致しません。

※2 キャンセル及び家具の引取りが抽選の翌月となるため、抽選配布数と頒布数は一致しません。

資料：平成 27 年度版清掃事業の概要（大和市）

8. 使用済小型家電の回収

携帯電話やPHS、デジタルカメラなどの使用済小型家電には、金や銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が含まれています。国はこの有用金属を適正に資源化するため、「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」を施行しました。

本市では、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（市町村提案型）を活用し、平成25年11月から市内に回収ボックスを設置し、家庭で不用となった小型家電の回収を開始しました。実証事業は平成26年3月で終了しましたが、4月からは本事業として、不燃ごみの中からも使用済小型家電をピックアップ回収し、環境管理センターで一時保管した後、認定事業者に定期的に引渡して再資源化しています。

ー回収指定品目ー

1. 携帯電話等、2. 携帯型音響機器、3. ゲーム機（携帯型、据置型）、4. 携帯ビデオカメラ、5. デジタルカメラ、6. 卓上電話機、7. ICレコーダー、8. 電子辞書、9. 携帯ラジオ、10. 電動歯ブラシ、11. 電気シェーバー、12. 電卓、13. 付属品（ACアダプタ・充電器・リモコン）

※回収ボックス投入口（約15cm×30cm）に入るもの。

ー回収ボックス設置施設ー

1. 市役所本庁舎、2. 桜ヶ丘連絡所、3. 渋谷分室、4. 保健福祉センター、5. 生涯学習センター、6. つきみ野学習センター、7. 林間学習センター、8. 桜丘学習センター、9. 青少年センター、10. 環境管理センター、11. 大和市資源選別所、12. 大和商工会議所、13. ぷらっと中央林間、14. しらかしのいえ

表 1-12 使用済小型家電回収実績（ボックス回収分）

	携帯電話等 (カッコ内は個数)	携帯電話等以外	合計
平成25年度	84.5kg(831 個)	700kg	784.5kg
平成26年度	180.25kg(1,490 個)	1,296.75kg	1,477kg

資料：平成27年度版清掃事業の概要（大和市）

表 1-13 使用済小型家電回収実績（不燃ピックアップ分）

	携帯電話等	携帯電話等以外	合計
平成26年度	486.1kg	6,046.6kg	6,532.7kg

資料：平成27年度版清掃事業の概要（大和市）

第4節 収集及び運搬の状況

排出されたごみは、生活環境の保全上支障がないよう計画的に収集し、環境管理センターへ運搬しています。収集方法は、平成18年7月から、家庭系有料指定ごみ袋制度を導入し、燃やせるごみ及び燃やせないごみの戸別収集を行っています。

収集地区及び収集回数については、燃やせるごみは、市内を月・木曜日地区、火・金曜日地区、水・土曜日地区に3分割して週に2回収集しています。燃やせないごみは、市内を10分割し、各月の1・3回目と2・4回目の月～金曜地区に区分し、収集する曜日を指定して月に2回収集しています。

粗大ごみについては、地区割りは行わず全市域を対象に電話で受付を行い、戸別に収集しているほか、一定条件を満たしている場合には、職員が家の中から粗大ごみを運び出す「ふれあい収集」も行っています。

表 1-14 ごみの収集体制等

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
収集回数等	週2回	月2回	随時
収集体制	直営 (一部地域委託)	委託	直営
収集方式	戸別収集	戸別収集	電話受付→戸別収集

資料：平成27年度版清掃事業の概要（大和市）

表 1-15 ごみの分別区分

区 分	種 別	代 表 的 な も の	備 考
有 料	燃やせるごみ	・生ごみ、野菜くず、切り花・果 実、木くず（長さ 50 cm以下）、 木製品、革製品、汚れた紙類・ 布類・衣類、プラスチック製品	・燃やせるごみの収集日に、家庭 系有料指定ごみ袋を使用して排 出
	燃やせないごみ	・ガラス、陶器類、包丁、はさみ、 ガラス、小型家電製品、金属 類・危険物	・燃やせないごみの収集日に、家 庭系有料指定ごみ袋を使用して 排出
	粗大ごみ	(ア) 粗大ごみ (イ) 大型粗大ごみ	(ア) ・40ℓの家庭系有料指定ごみ 袋に入らないもの（例外 有り） ・1 辺の長さが概ね 50cm を超えるもの (イ) ・家庭用オルガン、電子ピ アノ、スチール製物置、 ソファ、ベッド、畳 ・1 辺の長さが 150cm を超 える、たんす、食器戸棚、 本棚等
無 料	剪定枝等	・剪定枝、枯葉、落ち葉	・燃やせるごみの収集日に透明・ 半透明（剪定枝はひもで縛る） で排出
	紙おむつ	・使用済み紙おむつ	・一般家庭で人が使ったもののみ 燃やせるごみの収集日に透明・ 半透明の袋で排出
	有害物	・蛍光管、電球、乾電池、水銀体 温計、使い捨てライター	・燃やせないごみの収集日に、品 目ごとに透明・半透明の袋で排 出

資料：平成 27・28 年度版家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）より作成

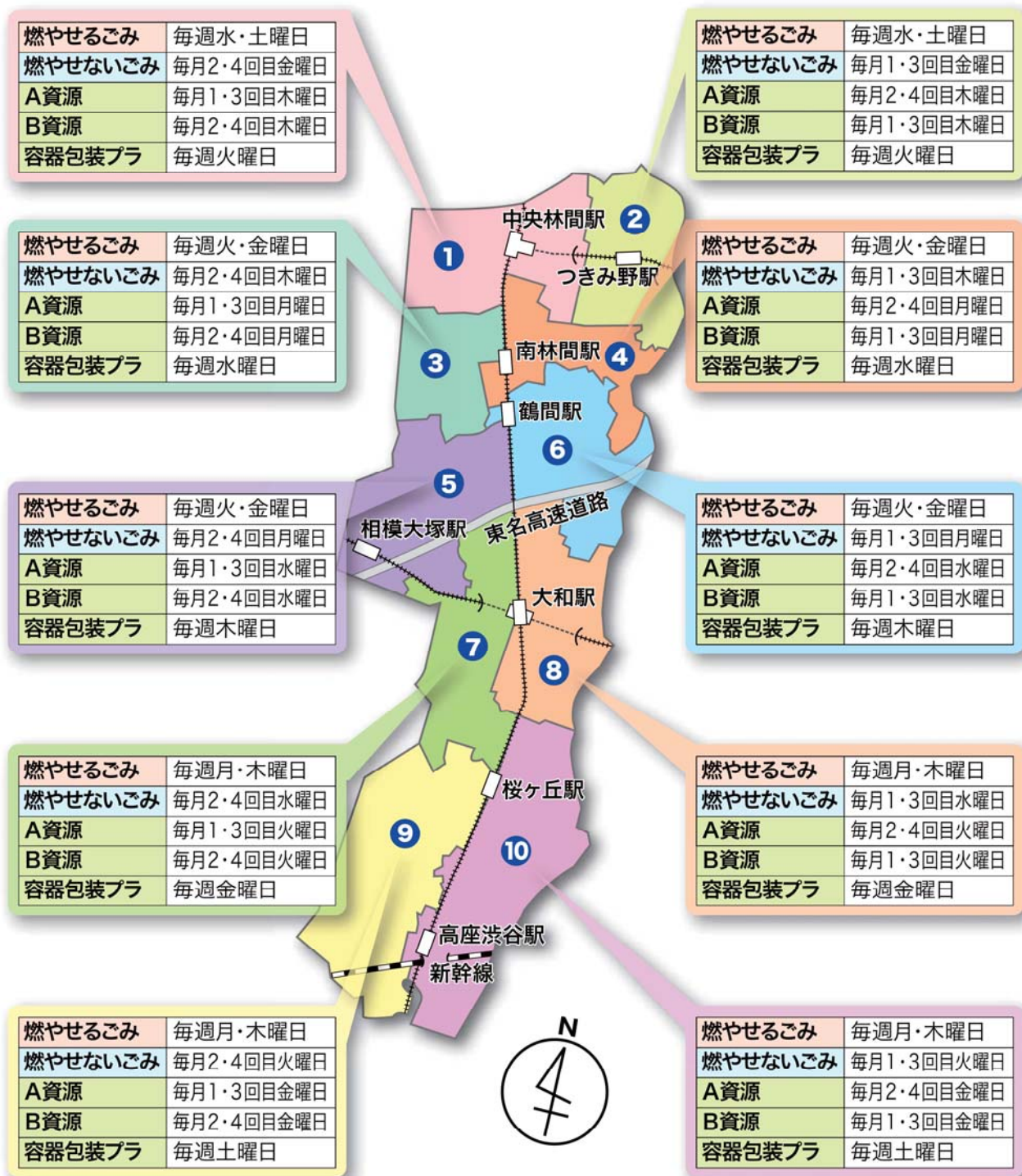


図 1-7 収集地区表

資料：平成 27・28 年度版家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）

第5節 中間処理及び最終処分の状況

一般廃棄物の中間処理として、燃やせるごみは全量焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、破碎前後にその中に含まれる資源物を回収した後、残さを焼却し、ごみの減量化・資源化に努めています。なお、乾電池、蛍光灯、水銀体温計等の有害ごみについては戸別収集し、一時保管して専門業者により処理しています。

現在、中間処理施設として稼働している環境管理センターのごみ焼却施設（450t/日：150t/日×3基）と粗大ごみ処理施設（80t/5h）は、平成6年の稼働開始後、約20年が経過し老朽化が進んだため、平成20年度から平成27年度にかけて延命化事業を実施しました。

環境管理センターでは、焼却炉から出る熱エネルギーを有効かつ効率的に利用するために、発生した蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールに熱源として供給しています。更に、蒸気タービン発電機（最大出力 3,100kW）で発電した電力を、環境管理センター場内、引地台温水プール、引地台公園及び引地台野球場へ供給し、余剰電力は東京電力へ売電しています。

粗大ごみ処理施設では、破碎前後に燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみから危険物、資源物を回収し、破碎後の残さは燃やせるごみと一緒に焼却しています。

中間処理後の焼却灰等については、薬品処理などにより無害化、安定化させ、県外の民間資源化施設で熔融スラグとして活用（廃棄物焼却灰を高温で溶かしたものを冷却し、固化したものを路盤材等で活用しています。）するなどの資源化を図っており、一部は最終処分場に埋め立てています。

資源物のうちの紙製容器包装、布類、空き缶・金物類、ペットボトル、空きびん類及び白色トレイは、資源選別所（処理能力 4.5t/5h）で中間処理又は一時保管を行い、新聞・チラシ、雑誌・本及び段ボールは、民間資源化施設で中間処理又は一時保管を行っています。その他プラスチック製容器包装については、一部は国指定法人に委託し再商品化を行い、残りをサーマルリサイクルしています。

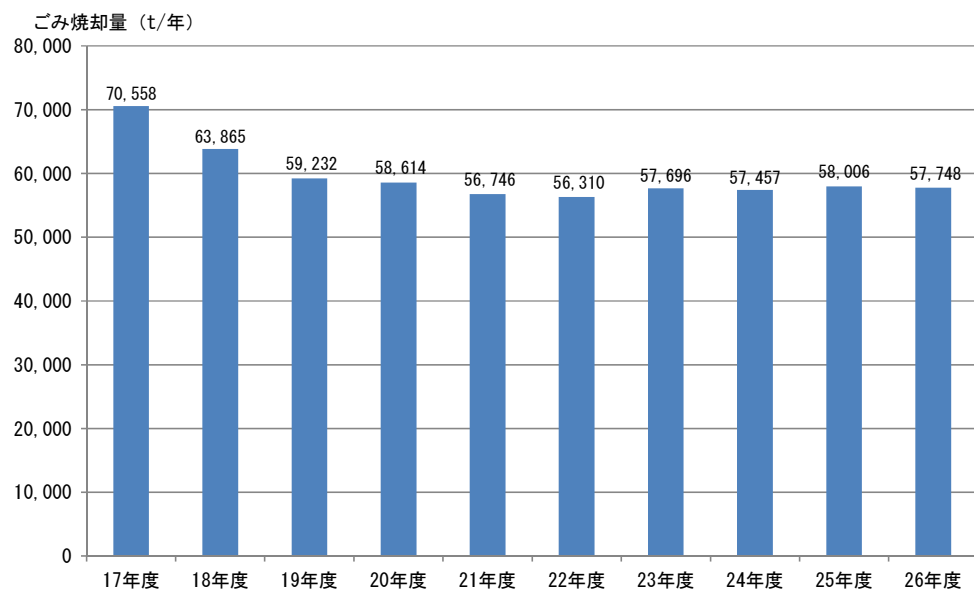


図 1-8 ごみ焼却量の推移

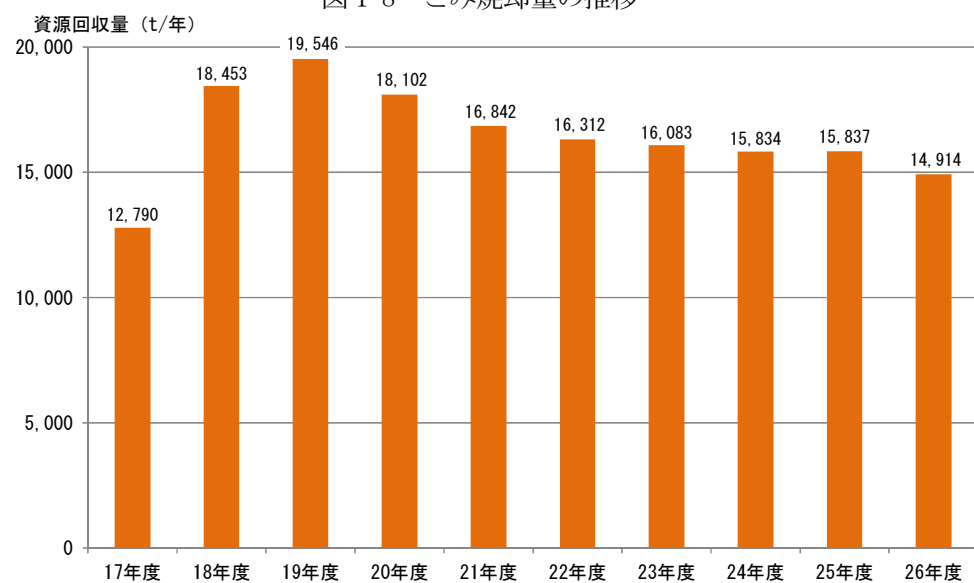


図 1-9 資源回収量の推移

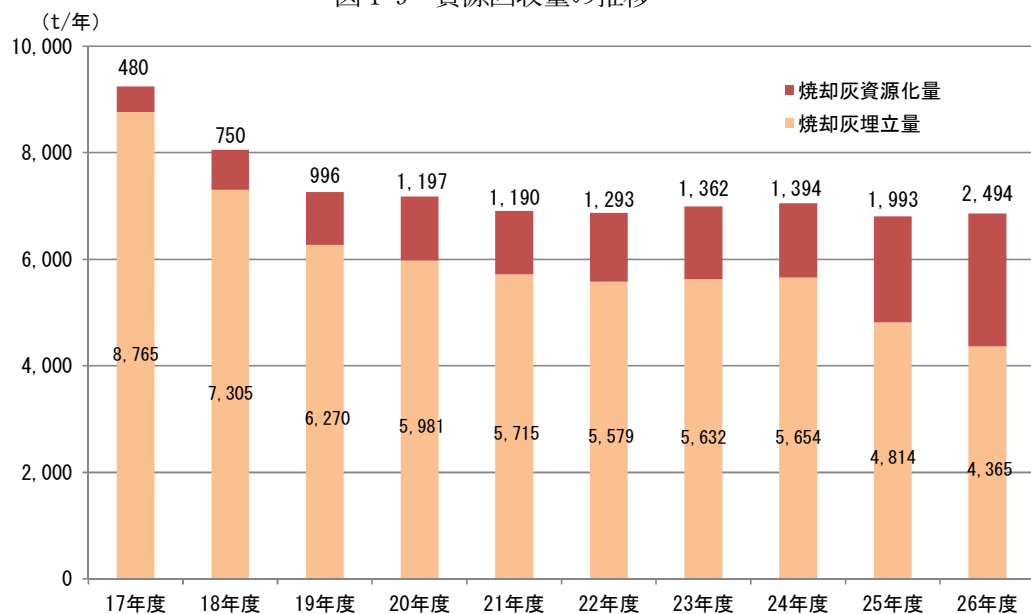


図 1-10 焼却灰埋立量及び資源化量の推移

資料：図 1-8, 1-9, 1-10 は清掃事業の概要（大和市）より作成

第6節 課題の抽出

1. ごみの発生抑制及び資源化

内閣府の高齢社会白書では、高齢化率が上昇することに伴い1人世帯が増加することが記されています。総務省の家計調査や農林水産省の食品ロス統計調査によると、1人世帯は2人以上の世帯と比較して食料支出や食品ロスが多くなっています（p10表1-2・1-3）。また、環境省の環境白書では「世帯から排出される家庭ごみの量を見ると、世帯の構成人数が少なくなるほど1人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向があります」と記載されており、高齢世帯を始めとする世帯の少人数化と世帯数の増加に伴い、家庭ごみ排出量の増加が懸念されています。

本市においては、過去の国勢調査結果（p7表1-1）をみると、65歳以上比率と1人世帯比率は上昇しています。また、65歳以上の人口比率が高い地域のごみ質分析（p9図1-6）においては、厨芥類の割合が市全体と比較して高い結果となっています。これらのことから、本市の1人当たりの家庭ごみ排出量の目標設定等には、1人世帯比率の上昇に伴う社会情勢の変化を考慮する必要があります。

また、循環型社会形成推進のためには、更なるごみの発生抑制、資源の有効活用に取り組んでいかなければなりません。このため、市民は環境にやさしい生活を実践し、事業者は環境に配慮した製品の開発、販売等に取り組み、本市は、ごみの発生抑制に関する意識啓発、情報の提供及び共有化、本市に適したリサイクルシステムの構築（資源物を排出しやすい環境の整備、新たな資源品目の追加などの検討）等に努め、3者がそれぞれの役割のもと連携する必要があります。

2. 収集及び運搬

家庭から排出されるごみは、資源物、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害ごみに区分し、収集及び運搬しています。このうち、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害ごみは戸別に収集し、資源物はリサイクルステーションで回収していますが、今後も、ごみの減量化、資源化の推進や市民の利便性の向上という観点から、資源回収品目の追加や収集運搬方法等について検討していく必要があります。

平成26年度に実施した家庭の資源とごみに関するアンケートの結果において、ごみの収集回数は約80%、資源の回収回数は約65%の市民がちょうど良いと回答していることから、ごみと資源の収集回数にはある程度の満足度を得ていると推測できます。また、費用の増大を伴うが資源の戸別回収を望んでいるかを問う設問において、約30%が実施するべきと回答しており、約60%が実施しなくても良いと回答していることから、要望は少ない状況です。しかし、一方では高齢者や障がい者等が資源物をリサイクルステーションに運ぶことに負担を感じているとの意見があることやごみのより一層の減量化及び資源化の推進を図るため、資源の回収方法について検討する必要があります。

3. 中間処理

本市の中間処理施設は、環境管理センター（平成 6 年 3 月竣工）と資源選別所（平成 5 年 12 月竣工）があり、いずれの施設も稼働後 20 年以上が経過しています。

ごみ及び資源物の中間処理は、ごみの減量化・資源化、ごみの適正かつ効率的な処理を行うために、安定かつ安全な施設の整備及び維持管理が求められることから、適切な定期点検、定期補修のほか、計画的な維持補修が必要です。そのため、環境管理センターは平成 17 年度に精密機能検査を実施し、また、検査結果に基づいた維持補修計画を策定し、平成 20 年度から平成 27 年度の 8 年間で計画的に補修をしてきました。現在、本市の中間処理施設は、この計画的な維持補修やごみ減量化による焼却負荷の軽減、施設の適切な運転管理の継続により、設備の健全度が保たれている状況にあることから、今後は施設の更なる延命化や施設更新の手法等について検討する必要があります。

4. 最終処分

本市から排出される焼却灰等は、上草柳最終処分場や県外最終処分場への埋立及び熔融スラグとして活用するなどの資源化にて処理しています。なお、市内の上草柳最終処分場については平成 28 年度で埋立完了となる予定です。

それ以降の焼却灰の処理は、資源循環型社会の形成や環境負荷の低減等のために全量資源化をめざしており、これを踏まえた最終処分の手法等について検討する必要があります。

第2章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

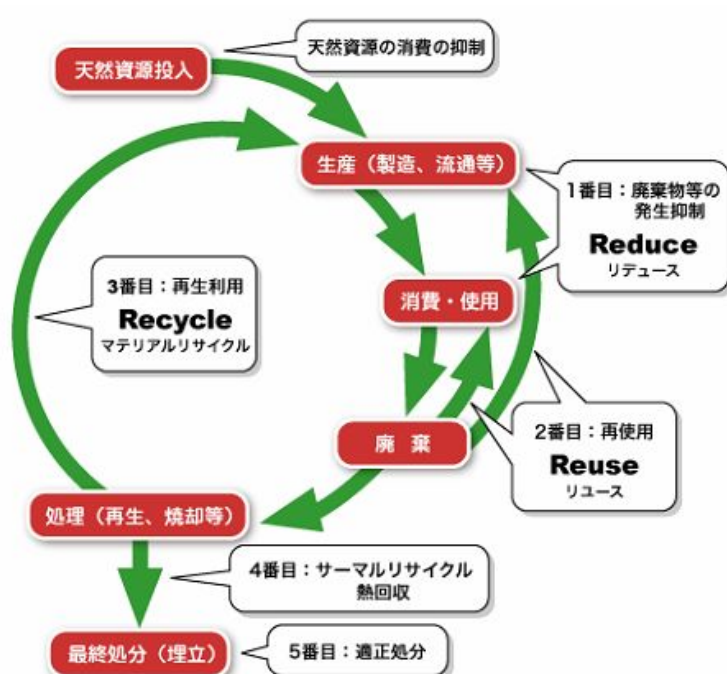
安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いで行くためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

家庭や事業所からの環境負荷としては、ごみの排出の他、エネルギー消費に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出、水の使用に伴う生活排水の排出などがあります。このうち「ごみ」は、家庭や事業所などから排出している状況を実際に目で確認でき、量を数値化して評価できるため、環境負荷の指標として最も身近でわかりやすいことが特徴であり、環境負荷の低減のためには、ごみの減量に努めることが最も効果が高いといわれています。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的な豊かさと利便性・効率性を最優先して追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、ごみに関する問題の解決のためには、ごみの減量に努めるとともにごみに含まれる資源物の再生利用による持続可能な「循環型社会」を形成し、また維持することをめざして、各種の取り組みを進めていくことが大切です。

このことから、本計画は基本理念『循環型都市 やまと』を継続し、市民、事業者及び本市が相互の信頼関係の基に一体となって、循環型社会の形成と維持をめざしていきます。



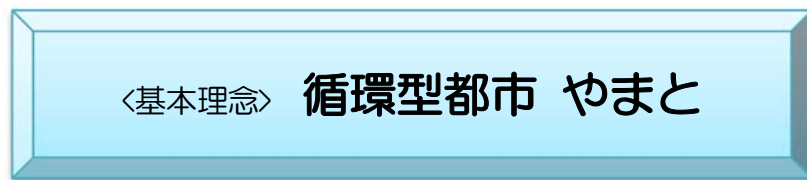
1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不用となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

図 2-1 循環型社会の形成

資料：環境省資料より作成

第2節 基本方針

基本理念である「循環型都市 やまと」の実現に向け、3つの基本方針を継続する。



〈基本方針〉

— 市民・事業者・行政が一体となってめざす—

1. ごみの発生抑制・再使用の更なる推進
2. ごみの資源化・リサイクルの更なる推進
3. 廃棄物の環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

第3章 市民、事業者及び本市の役割

第1節 市民の役割

～環境にやさしいライフスタイルの実践～

市民は、「循環型都市 やまと」の実現の主体です。ごみの排出に際し、分別を徹底するなど1人ひとりの心がけでごみを減らせ、資源物のリサイクルを推進できることを十分認識し、次の事項の実践が求められます。

- 次の3つの「R」を心掛け、積極的、自主的に行動し、環境にやさしい・ごみを発生させないライフスタイルを身に付けるように努める。
 - ◆Reduce（リデュース）：発生抑制（ごみを減らす。）
 - ・過剰包装は断るなど、ごみとなるものを減らす。
 - ・生ごみ処理容器等の活用により、ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化を行う。
 - ・生ごみの水切りを徹底する。
 - ・環境にやさしいグリーン購入法適合商品又はエコマーク商品を購入する。
 - ・レジ袋の削減のためマイバッグを活用する。
 - ・不必要なものの購入を抑制し、ものを可能な限り長期間使用する。
 - ◆Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使う。）
 - ・故障したものを修理して使用する。
 - ・リサイクル品を購入する。
 - ・レンタル品等を活用する。
 - ・詰替え製品の購入やリターナブルびんを利用する。
 - ◆Recycle（リサイクル）：再生利用（資源物の分別を徹底する。）
 - ・ごみ及び資源物の分別を徹底する。
 - ・資源物を市のルールに従って出す。
- 地域における環境美化活動を推進するように努める。

第2節 事業者の役割

～環境に配慮した事業活動の展開～

「循環型都市 やまと」の実現のために事業者が担う役割は大きく、その協力なくしては循環型都市を実現することはできません。

このことを十分認識し、次の事項の実践が求められます。

- 製品等の再使用、再生利用及びごみの減量化・資源化に努めるとともに、排出するごみは自己責任により適正処理を行う。
- ごみの減量化・資源化を推進するため、次の事項に努める。
 - ・過剰包装を止める。
 - ・直ぐにごみとなるものをつくらない、また扱わない。
 - ・リサイクルしやすい商品を製造し、販売する。
 - ・再生原料を使用した製品をつくる。
 - ・販売した商品を修理する。
 - ・商品等が不用になった場合の回収ルートの確保又は資源化技術の確立をめざす。
- ごみ問題に対する事業者としての役割を認識し、自らの事業活動を変革するとともに、市民、本市、国等との連携に努める。

第3節 本市の役割

～総合的かつ計画的な事業の推進～

本市は、市民・事業者と一体となって「循環型都市 やまと」の実現のため、次の事項を推進していきます。

- 「循環型都市 やまと」の実現のため、3Rを推進する施策を展開する。
- 「循環型都市 やまと」の実現のため、県、隣接市等と連携を図るとともに、市民及び事業者との協力を図る。
- 収集したごみ及び資源物を適正に処理する。
- ごみの減量化・資源化のための情報発信及び啓発活動を推進する。
- 環境問題を総合的に学習できる機会づくりを進める。
- ごみの減量及び適正排出に取り組む市民活動を支援する。
- 自ら事業者としての役割を果たすとともに、他の事業者へのごみ及び資源物の減量化・資源化の指導を行う。
- ごみ処理施設の適正な管理・運営を行う。

第4章 数値目標

第1節 家庭系ごみ排出量予測

ごみ排出量の目標設定を行うためには、社会情勢の変化に伴う1人世帯比率の上昇によるごみ排出量を予測する必要があります。

このことから、本市の第8次総合計画の人口推計値と平成12年、17年、22年の国勢調査の結果を基に、平成26年以降の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数を推計すると以下のようになり、1人世帯比率は上昇する見込みとなります。

表4-1 本市の世帯数、平均世帯人員ならびに世帯構成数の将来推計

	一般世帯数	一般世帯人員	1人世帯数	2人以上世帯数	平均世帯人員	1人世帯比率	65歳以上比率※
平成26年	102,289	232,936	35,172	67,117	2.28	34.4%	21.7%
平成32年	105,205	235,228	36,858	68,347	2.24	35.0%	23.8%
平成37年	105,381	234,820	37,076	68,305	2.23	35.2%	24.3%

※65歳以上比率は第8次総合計画（平成31年以降は参考値）による。

また、家庭系ごみ排出量の予測については、1人世帯比率の増加や食品ロス等の影響による1人世帯のごみ排出量の増加を考慮し、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を推計すると、図4-1のようになります。

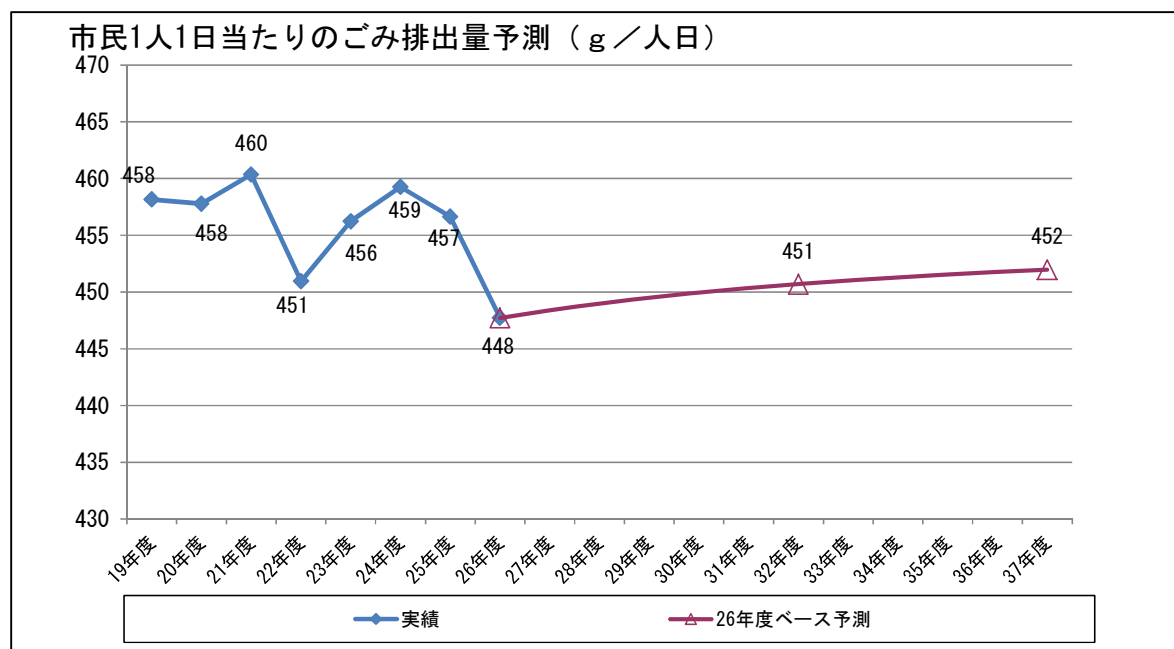


図4-1 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量の現状推移予測と実績値

第2節 家庭系ごみ排出の発生・排出抑制の目標

ごみ排出量に係る指標を「総量」で設定すると、市民1人ひとりが努力してごみ排出量を減らしても、本市の人口が増える場合には「総量」は増加することがあります。

このため、ごみ排出量に係る指標は、「年度単位でのごみ排出総量」とするよりも、「1人1日当たりのごみ排出量」とする方が理解しやすく、1人ひとりの努力の度合いを表しやすいことから「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」とします。

平成37年度の目標値は、剪定枝を新たな資源化品目として位置付け、資源分別回収や生ごみ処理機設置補助制度、生ごみ減量化の啓発等の施策を更に推進することで、平成26年度の実績値から10g削減する「438g/人・日」とします。

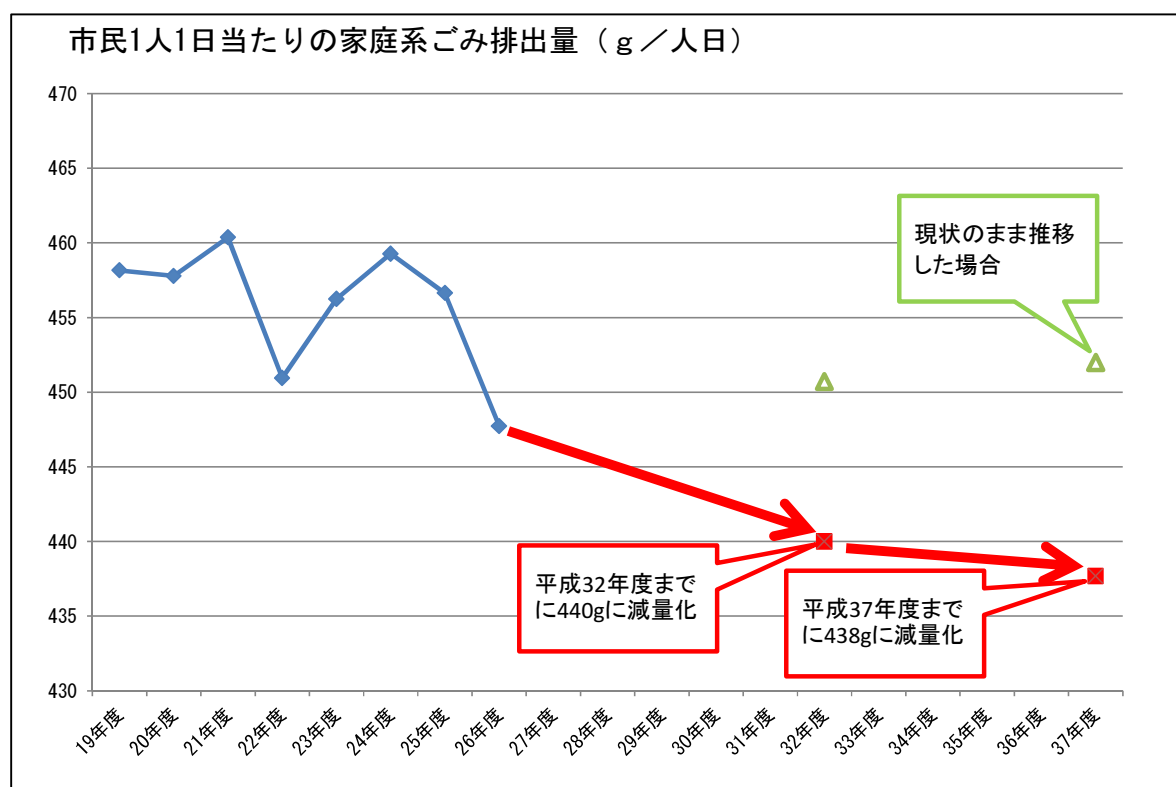
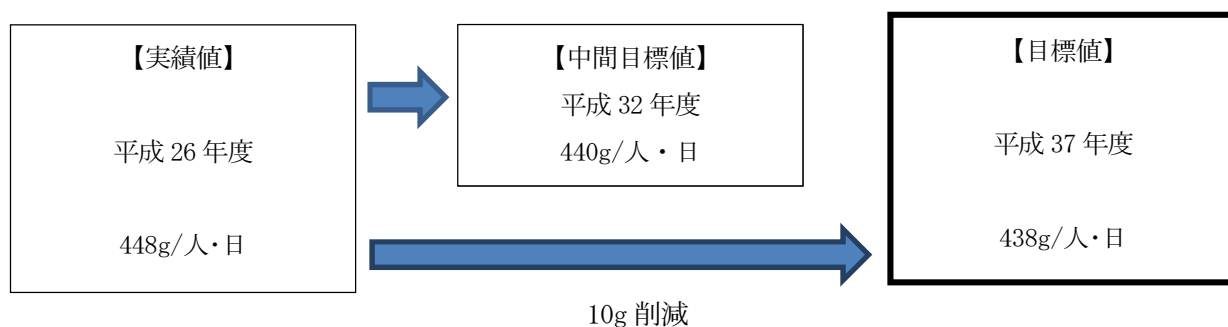


図4-2 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値

第3節 リサイクル率

「循環型都市 やまと」を実現するためには、排出されたごみ及び資源物について可能な限り再使用又は再生利用を行うことが必要です。

平成 26 年度までの資源分別回収量の実績を基に推計を行い、その他プラスチック製容器包装の再商品化量の増大や焼却灰の全量資源化、剪定枝の資源化等の推進による総資源化量を算出すると、平成 37 年度のリサイクル率は 32.2%になります。

この推計値を達成するためには、更なるごみの分別収集の徹底、資源物の適正排出等による資源回収量の増加が要件となりますが、市民の協力により達成できると見込めることから、この推計値を平成 37 年度の目標値とします。

※リサイクル率（％）＝（総資源化量／総排出量）×１００

総資源化量＝（資源分別回収量）＋（焼却灰資源化量）＋（その他のリサイクル量）

総排出量＝（家庭系ごみ）＋（事業系ごみ）＋（資源分別回収量）

（資源分別回収量は平成 18 年度～平成 26 年度までの結果を基に今後の回収量を予測した。）

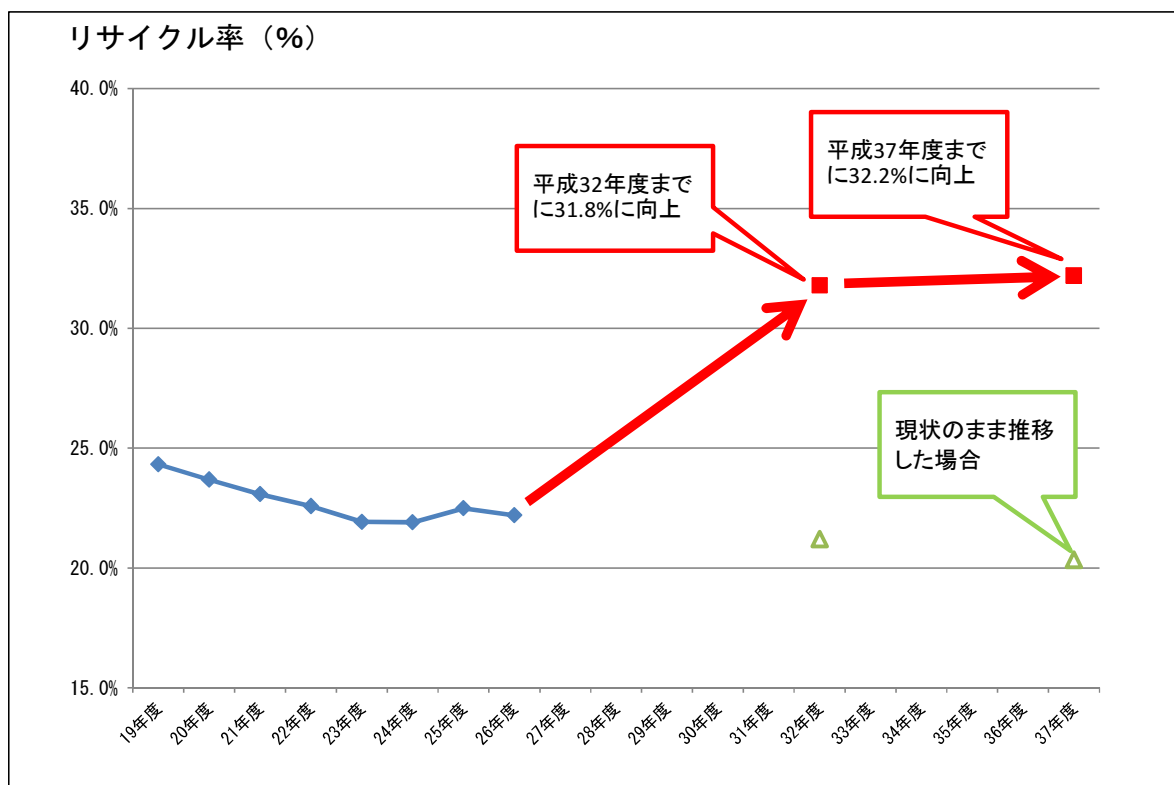
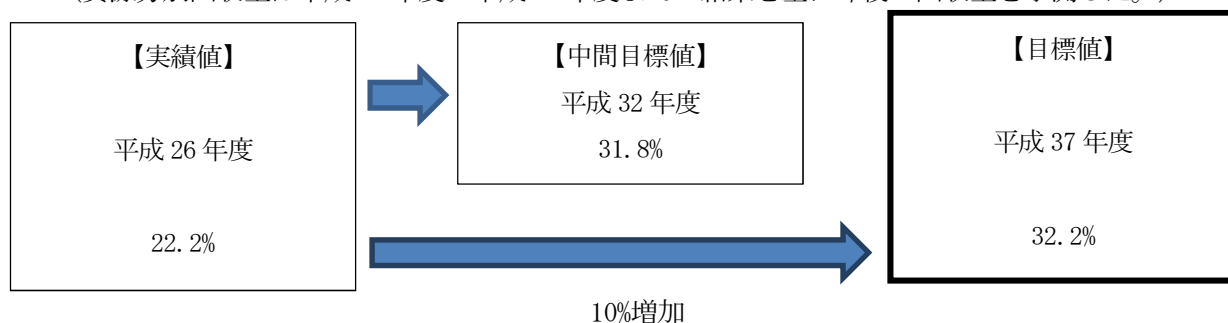


図 4-3 リサイクル率の目標値

第5章 個別計画

第1節 発生抑制、再使用及び再生利用計画

1. 3Rの推進

本計画の基本理念である「循環型都市 やまと」の実現をめざすためには、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3R施策を更に推進していく必要があります。

従って、本計画では、今後も発生抑制の施策を推進し、それでも発生するごみは再使用し、再使用できないものはできる限り資源としてリサイクルを図り、最終的に残るごみは、焼却する際に発生する熱エネルギーを有効利用するとともに資源化を推進します。

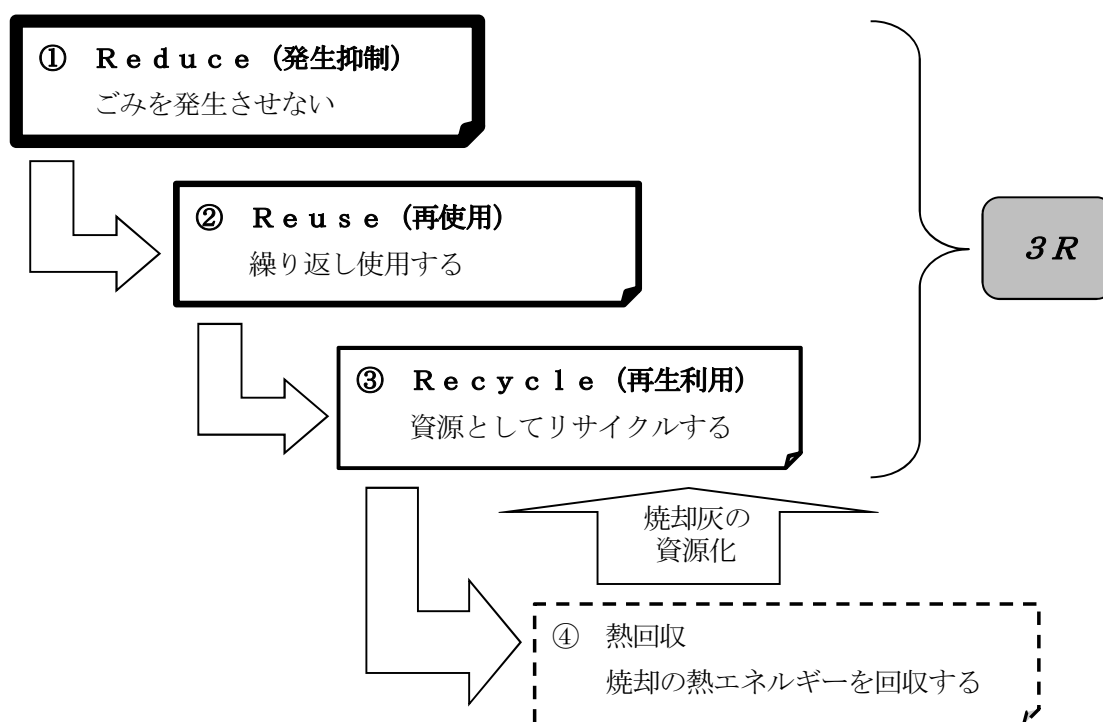


図 5-1 施策の優先順位

2. 発生抑制の推進

これまで、ごみの減量化及び資源化のため、「ごみと資源物の分別の徹底」に係る施策を中心に推進してきました。

今後は、「発生抑制の意識」の更なる周知徹底に努め、市民、事業者及び市が協力してごみの減量化及び資源化に取り組んでいきます。

このため、市民及び事業者への情報の公開及び提供の充実、学校教育との連携の強化、環境学習の充実等を進めていきます。

1 市民及び事業者への情報提供等

◆情報の提供

- ・国及び県の3Rに関する施策、動向等を把握し、なぜ3Rに関する施策が必要か、このままかどうか（問題提起）、現状はどのようなになっているか（現状認識）、今後どのようにしたらよいか（行動規範）などについての情報をホームページ等で提供し、発生抑制を推進します。
- ・ごみの発生抑制へのより一層の協力を得るため、使用頻度が少ないものについては、可能な限り購入を自粛し、レンタル品の活用を図るよう啓発するとともに、レンタルショップ等の情報をホームページ等で提供し、発生抑制を推進します。

◆ごみの発生抑制の啓発

- ・厨芥類等の減量化の促進のため、生ごみの水切りの啓発及び生ごみ処理容器等の普及に努めます。
- ・過剰包装の辞退、マイバッグ持参運動等のほか、使い捨て商品の購入自粛、エコクッキング、食べ残しの減量など「もったいない」を意識したごみを出さないライフスタイルへの転換について啓発します。
- ・市民及び事業者に更なるごみの減量化及び資源化への協力を得るため、ごみ及び資源物の排出量、処理方法、処理費用などの情報の公開を更に進めるほか、ごみの中に資源物が多く排出されていることを広報誌、ホームページ等に掲載し、循環型社会構築のためより一層のごみの発生抑制が必要であることを啓発します。

◆ごみ及び資源物の排出方法の周知及び指導

- ・「家庭の資源とごみの分け方・出し方」の冊子及びカレンダーを全戸配布するほか、ホームページへの掲載や、「大和市ごみカレンダーアプリ」を配信することにより、ごみ及び資源物の排出方法について周知徹底を図ります。
- ・転入者に対しては、市役所の窓口で上記冊子及びカレンダーの配付を行うことにより周知を図ります。
- ・ルール違反の排出物は、収集せずに警告シールを貼付して啓発し、悪質なルール違反の場合で排出者が特定できるときには、個別に指導します。

2 学校教育との連携

◆施設見学における環境学習の実施

- ・施設見学のため環境管理センターを訪れる小学生に、ごみ処理の流れ、ごみの排出状況、ごみの減量化及び資源化等について説明を行い、ごみに対する意識の向上に努めます。
- ・小・中学校の要望に基づき環境学習のための講師を派遣するとともに、市内各リサイクル施設の見学の受入れを行います。

◆副読本作成のための資料提供

- ・小・中学校の環境学習で使用する副読本を大和市教育委員会が作成する際に、本市のごみ及び資源物に対する取り組み、ごみ及び資源物の排出量、ごみ処理施設の概要等の資料を提供します。

◆「やまとみどりの学校プログラム」による学習の支援

- ・大和市教育委員会と連携して、希望者を対象に「やまとみどりの学校プログラム※」を活用し、小・中学生の自発的な学習を支援します。

※ やまとみどりの学校プログラム環境学習を始めようとする子どもたちが、グループごとに資源とごみ、エネルギー、自然など、地球や環境に関する活動テーマと、調査してみたい課題を事務局（環境総務課）へ提出します。事務局は、必要に応じて、市民団体及びボランティアの紹介やコーディネート、プログラムの相談、用具の貸し出しなどを支援します。

◆環境ポスターによる啓発

- ・美化又はごみの資源化の啓発活動の一環として、小学校1年生から6年生までを対象に環境ポスターの募集を行い、優秀な作品を表彰するとともに、最優秀作品は市内公共施設に掲示し、啓発を図ります。

3 環境学習の充実

◆出前講座等の実施

- ・市民、自治会、事業者等の要望に基づき、出前講座（ごみの減量、分別方法等）又はリサイクルに関する研修を実施します。
- ・市民等を対象としたごみ処理施設の見学を実施し、ごみ処理の現状、環境への意識向上等を図ります。

◆環境学習プログラムの整備

- ・循環型社会の構築のためには、断片的な環境学習の実施ではなく、全市的かつ継続的に波及効果が期待できる環境学習を展開していく必要があります。このため、ごみの減量化に関し、環境学習プログラムを整備していきます。

4 啓発イベント等の実施

◆イベント内容の充実等

- ・ごみの発生抑制を推進するため、大和市環境フェア、大和市民まつり等において、パネル展示、クイズ、資源物の分別体験、環境ポスター等の表彰・展示等、ごみの発生抑制に関する啓発イベントの充実を図ります。

5 市民、事業者及び本市の連携

◆美化キャンペーンの実施

- ・きれいなまち並みをめざし年間を通じて「大和市クリーンキャンペーン」を継続するなど市内全域を対象に市民、事業者及び本市が一体となって美化キャンペーンを実施します。

◆ごみ及び資源物の排出ルールの徹底

- ・自治会、集合住宅の所有者又は管理者等との連携を強化するとともに、市民、事業者及び本市が協力して市内全域でのごみ及び資源物の排出ルールの徹底を図ります。

◆ごみの発生抑制の推進

- ・簡易包装、レジ袋削減等に係る取り組みを推進できるよう、市民、事業者及び本市が協力してごみの発生抑制を推進します。

6 市民活動等への支援

◆生ごみ処理容器等の購入補助

- ・生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組む市民、自治会及び事業者に対して、購入費の一部を補助します。

7 不法投棄防止対策

◆パトロールの実施等

- ・不法投棄防止対策として、不法投棄物撤去、看板による警告等を行うほか、不法投棄の多い山林等を中心に、定期的にパトロールを実施します。
- ・警察等関係機関と連携強化して、パトロールを実施します。

◆管理者責任の周知及び防止対策の指導

- ・土地所有者又は管理者に対し、所有地への不法投棄物の処理は自己責任であることを周知していくとともに、不法投棄防止柵等の設置等対策を提案します。

◆法的対応の検討

- ・不法投棄の根絶のため、不法投棄者に対する罰則等の法的な対応の是非について検討します。

8 事業者への指導等

◆事業者への指導

- ・事業者が本市のごみ焼却施設へごみを搬入する際、搬入物検査を強化して再資源化可能なものが燃やせるごみへ混入されないようにし、ごみの減量化・資源化を促進します。なお、事業系ごみの搬入物検査において、指摘がある収集運搬業者には、引き続き口頭指示又は書面により指導します。
- ・多量排出事業者（床面積 3,000m² 以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者をいう）に対しては、廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導します。

◆事業者への協力の要請

- ・ごみの減量化、リサイクル、適正処理等に協力を要請するパンフレットを作成し、市内の事業所に配布します。
- ・大和商工会議所、各種商店等の団体及び事業者に対し、レジ袋の削減又は過剰包装抑制の取り組みへの協力を要請します。

◆事業系ごみの発生抑制策の検討

- ・事業者のごみ減量化を誘導するため、市内事業所のごみ及び資源物の排出状況についての実態調査や、事業系ごみの発生抑制に向けた施策等を検討します。
- ・多量排出事業者の減量化等計画書、ごみの処理方法、ごみの排出量などを参考に、ごみのリサイクル、ごみの減量化等の状況を総合的に評価して、多量排出事業者から優良事業所を選定しホームページで紹介することなどを検討します。
- ・事業系ごみの減量化及び資源化の促進のため、減量化等計画書の提出を依頼する事業所を増やすことを検討します。

9 環境事業推進員の育成

◆研修等の実施

- ・廃棄物の減量化及び資源化、美化意識の啓発及び普及などにおいて中心的な役割を果たしていたため、環境事業推進員の円滑な活動に資する研修等を実施し、地域特性に応じたごみの減量化活動、美化活動等を推進します。

10 市の自主的取り組み

◆やまとEMSの推進

- ・環境負荷の低減のため、“やまとEMS（大和市役所環境マネジメントシステム）”に基づく取り組みを推進します。

◆発生抑制の徹底

- ・不必要な印刷及びコピーを控え、用紙の削減に努めます。

11 一般廃棄物処理手数料の検証

◆適正な手数料の検証

- ・家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、定期的に、ごみ及び資源物の排出量、ごみ処理に係る経費等を基に適正な額であるかどうかを検証します。

3. 再使用の推進

再使用（リユース）を推進するためには、「もったいない」を念頭に、まだ使えるものは有効な活用を図ります。

1 市民の自主的取り組み

◆市民の取り組みの促進

- ・すぐに新しいものを買わずに、ものを大事に永く使うようホームページ等で市民に啓発し、再使用の促進を図ります。
- ・再生家具類の再使用の促進を図るため、リサイクル未来館での再生家具展示品の頒布品の増加に努めるとともに、再生家具展示品をホームページで紹介します。

2 事業者の自主的取り組み

◆事業者の取り組みの促進

- ・不用品の再使用が促進されるようにリサイクルショップ等をホームページで紹介し、当該事業者を支援することなどについて検討します。

3 市の自主的取り組み

◆再使用の徹底

- ・事務用品などの再使用を徹底するとともに、商品を購入する際は、エコマーク商品、グリーン購入等の拡大に努めます。
- ・庁舎内の食堂などで、リユース食器の使用を推進します。

4. 再生利用の推進

再生利用（リサイクル）を推進していくためには、事業者は、製品等の製造段階から資源の循環を考慮し、最終処分せざるを得ないものを抑制していく必要があります。市民は、極力資源となるものをごみとして出さないようにするとともに、リサイクル品の購入に努める必要があります。

また、市は、分別の周知等により更なる資源化を促進するとともに、再生利用できる資源物の資源化技術、コスト、製品流通体制等の手法（以下「資源化手法」という。）について調査、研究します。

1 資源化の推進

◆紙及び布類の資源化促進

- ・ごみの中の紙及び布類の割合が高いため、冊子「家庭の資源とごみの分け方・出し方」、ホームページ、スマートフォン用ごみカレンダーアプリ等で更なる分別の周知に努め、より一層の紙及び布類の資源化を促進します。

◆資源物の排出箇所数の増設等

- ・資源物を排出しやすい環境整備をめざし、リサイクルステーション又は拠点回収箇所の増設を図るとともに、公共施設での資源回収を実施します。また、小売店による資源の店頭回収の促進も図ります。

◆その他のプラスチック製品の資源化の検討

- ・その他のプラスチック製品（容器包装プラ以外のプラスチック）の資源化手法について情報収集に努め、再生利用のための資源化に向け検討します。

2 生ごみ等の資源化

◆生ごみ処理容器等による資源化の促進

- ・市民、自治会及び事業者に対して、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助し、生ごみの資源化を促進していきます。
- ・購入者に生ごみ処理容器等の使用状況調査を行い、補助制度の在り方、生ごみ処理容器等による成果物の有効活用などについて検討するとともに、有効な活用例等の情報提供に努めます。

◆学校給食の調理くず、食べ残しの資源化

- ・学校給食単独調理校に設置した資源循環型生ごみ処理機により、給食の調理くず、残飯等を堆肥化し、農作物の栽培に活用します。
- ・学校給食共同調理場から排出される、調理くず、残飯等の資源化手法を検討します。

◆資源化方法等の検討

- ・ごみとして収集される生ごみ、紙おむつ等の再生利用及び有効活用について調査し、資源化方法等の情報収集に努めます。

3 剪定枝の資源化

◆剪定枝資源化への取り組み

- ・事業者が環境管理センターへ搬入する剪定枝については、一時保管した上で資源化業者へ引き渡す方法や、剪定枝を排出する事業者が直接資源化先へ持ち込む等、有効かつ効率的な手法を検討し、資源化を図ります。
- ・家庭から排出される剪定枝は、市民において既に分別排出されていることから、収集運搬、引渡し方法、資源化先の確保について検討します。

第2節 収集及び運搬計画

1. 効率的な収集及び運搬体制の構築

ごみの収集及び運搬は、「排出されるごみ及び資源物を生活環境保全の観点から支障がないよう中間処理施設へ搬入するもの」として位置付けられます。

本市では、市が定めた分別区分に基づいて排出されるごみ及び資源物を対象に収集及び運搬を行い、効率的で安全に遂行できる体制を構築し管理運営に努めています。

更にごみ及び資源物を排出しやすく、かつ、より効率的で安全な収集及び運搬体制について調査又は研究するとともに、直営で行っている収集業務についても、順次、民間事業者へ業務委託を拡大していきます。

1 収集及び運搬体制の検討

◆調査、研究及び見直しの実施

- ・より一層の効率的かつ安全な収集及び運搬体制について調査及び研究するとともに、必要に応じて見直します。

◆業務の委託範囲の拡大

- ・直営で行っている燃やせるごみの収集業務について、民間事業者へ順次、委託範囲を拡大していきます。

2 収集方法の見直し

◆ごみ及び資源物の収集方法の検討

- ・ごみ及び資源物のより一層の分別の推進を図るため、それらの排出状況及び排出量を把握する必要があります。平成 26 年度に実施した家庭の資源とごみに関するアンケートでは、費用の増大が伴うが、資源の戸別回収を望んでいるかを問う設問において、約 30%が実施するべきと回答し、約 60%が実施しなくてもよいと回答しています。しかし、一方では資源をリサイクルステーションへ運ぶ負担の軽減やごみの減量化及び資源化の効果が期待できることから、市民の意向や他市の動向等の把握に努めます。

2. 分別区分及び収集方法の検討

ごみは戸別に収集し、資源物はリサイクルステーションから回収していますが、ごみの更なる減量化、資源化の推進、資源品目の追加及び市民の利便性の向上のため分別区分や回収方法等について検討していきます。

1 ごみ及び資源物の分別区分の検討

◆資源品目の追加等の検討

- ・ごみのより一層の減量化及び資源化を推進するため、新たな資源品目の追加について検討します。

2 資源物の回収方法の検討

◆戸別回収の検討

- ・ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民が資源物をリサイクルステーションへ排出する際の負担軽減、自治会のリサイクルステーションの管理の負担軽減等を考慮し、資源物の戸別回収について検討します。また、回収方法の変更に伴い、自治会等が地域において集団回収を実施するときは、支援の在り方について検討します。

3. 収集車両の整備

収集車両は、ごみ及び資源物の量、収集区分、収集頻度並びに収集員の配置に伴った適正な数を確保する必要があります。

また、収集車両を更新するときには、環境への負荷の少ない車両の導入を図り、本市域内の環境を改善又は保全できるよう努めます。

1 整備の方向性

◆環境負荷の少ない車両の導入

- ・収集車両の更新又は新規購入に際しては、可能な限り環境負荷の少ない車両を導入していきます。

第3節 中間処理計画

1. 中間処理体制

ごみ及び資源物の中間処理体制は、表 5-1 のとおりです。引き続き、効率的で環境に負荷をかけない中間処理体制の構築に努めます。

表 5-1 中間処理体制

	処理を行っている施設	施設整備状況（施設能力）	供用開始時期
資 源 物	・資源化施設（資源選別所）	4.5t/5H	平成 5 年 12 月
	・民間資源化施設（※） （委託による）		
	・環境管理センター		平成 6 年 4 月
	・家具類再生展示施設		平成 18 年 6 月
燃やせるごみ	・環境管理センター ごみ焼却施設	450t/日 (150t/日×3 炉)	平成 6 年 4 月
燃やせないごみ	・環境管理センター 粗大ごみ処理施設	回転系 80t/5H 手選別 15t/5H	平成 6 年 4 月
粗大ごみ	・環境管理センターごみ 焼却施設及び粗大ごみ 処理施設	回転系 80t/5H 手選別 15t/5H	平成 6 年 4 月
【 参 考 】 焼却灰の 処 理	・市最終処分場…埋立処理		
	・民間最終処分場…埋立処理 ・民間資源化施設…溶融処理		

※資源物のうち、紙類及びその他プラスチック製容器包装の一部については、民間業者へ委託し、中間処理を行っています。

2. 施設の適正な運転、管理等

ごみ処理施設の安全かつ安定した運用の確保のため、適正な運転及び管理を継続します。

また、災害時、緊急時に備えるため、廃棄物の処理に関する対応マニュアル等の策定に取り組めます。

1 施設の効果的運用及び適正な管理

◆適正なごみ搬入の管理

- ・環境管理センターへのごみの搬入に際しては、大和市受入基準に則り、市外のごみなど基準外のものが搬入されないよう管理します。

◆適正な運転及び管理の実施

- ・環境管理センターにおいては、適正な管理・運営を行い、環境への負荷の少ない環境にやさしい施設をめざすとともに、安定したごみ処理の継続を図ります。
- ・焼却処理を行う際に発生する大気汚染物質（ダイオキシン類、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等）については、法定基準より厳しい自主規制を設けて管理しており、引き続き、徹底した大気汚染物質の発生抑制を行っていきます。
- ・大気汚染物質の発生状況を広報誌及びホームページで公表します。

◆災害廃棄物への迅速かつ適正な処理等

- ・災害時、緊急時に発生する廃棄物の処理に備えるため、災害廃棄物処理計画や実行マニュアルを策定し、迅速かつ適正な処理体制の構築を図ります。

3. 効率的かつ適正な処理

燃やせるごみは全量焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみは、破碎前後にその中に含まれる資源物を回収した後、焼却処理を行っています。今後も、この処理方法により、ごみを物理的又は化学的手段によって生活環境の保全上支障の少ないものにするとともに、ごみの減量化、減容化及び資源化に努めていきます。

また、資源物は、回収後、資源化施設又は民間資源化施設に運び、必要に応じて選別、圧縮又は梱包し、一時保管後、再生処理業者へ引き渡して資源化を図ります。

1 燃やせるごみの処理

◆木製家具の再使用の推進

- ・木製家具は、リサイクル収集により再使用が図られているものもありますが、ごみとして排出されているものもあります。このうち、再使用可能な木製家具については、ごみの減量化及び資源化のため、排出者の意向を確認したうえでリサイクル収集の対象とし、再使用を推進します。

◆安全かつ衛生的な適正処理の推進

- ・燃やせるごみ（粗大ごみ処理施設での破碎後の燃やせるごみを含みます。）は焼却し、安全かつ衛生的な適正処理を推進します。

◆処理技術の向上

- ・廃棄物処理に係る専門機関から新たな技術に関する情報を収集するなどにより、燃やせるごみの処理技術の向上に努めます。

2 燃やせないごみの処理

◆資源物の回収

- ・燃やせないごみに含まれる資源物は、手選別及び機械選別により可能な限り回収し、ごみの減量化及び資源化を推進します。

◆有害ごみの最適処理の推進

- ・燃やせないごみとして排出された乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみは、破碎機で粉碎する前に回収し、専門業者による最適な処理を推進します。

3 資源物の処理

◆資源化手法の検証

- ・資源物の資源化手法を検証し、本市に最も適した資源化を実施します。

◆その他プラスチック製容器包装の資源化率向上

- ・その他プラスチック製容器包装の資源化については、圧縮・梱包設備の導入等を含めた中間処理の効率化等を検討し、資源化率の向上を図ります。

◆資源物の適正な処理の推進

- ・資源物は、品目ごとに本市の資源化施設及び民間資源化施設で必要に応じ再選別、圧縮・梱包し、一時保管後に再生処理業者へ引き渡し、適正に処理します。

4 熱エネルギーの利用

◆温水熱源及び発電への有効利用

- ・環境管理センターにおいては、熱回収施設として、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーを回収・発電を行い、施設内及び余熱利用施設において電力及び温水熱源を有効活用します。また、余剰電力は電気事業者に売却し、売電収入の確保を図ります。

5 処理困難物の処理

◆処理困難物・有害廃棄物への対応

- ・各家庭や事業所から出るごみの中には、爆発、感染等の危険のあるものや水銀等の有害物質を含むものなど、処理困難なものがあります。このような廃棄物に関しては、回収・適正処理ルート確保を推進するとともに、市民に対して、処分方法に関する適切な情報供給に努めていきます。

6 大和高座ブロックでの広域処理

◆大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議の継続

- ・本市が所属する大和高座ブロック（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市及び高座清掃施設組合）5団体では、大和高座ブロックの2箇所のごみ焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえた広域処理システムを継続し、災害時や緊急時の相互連携に努めていきます。

4. ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、資源化施設の補修計画

環境管理センターのごみ焼却施設（150t/日×3 炉）及び粗大ごみ処理施設（80t/5h）は平成 6 年、資源選別所の資源化施設（4.5t/5h）は平成 5 年に稼働し、既に 20 年以上が経過しています。

これらの施設については平成 35 年度までの長寿命化を図るため、平成 17 年度に実施した精密機能検査を基に維持補修計画を策定し、平成 20 年度から 27 年度の 8 年間で大規模補修を実施してきました。この大規模補修と適切な運転管理により、現有設備の健全度は保たれており、平成 35 年度以降も使用可能な状況にあります。

1 維持補修計画

◆計画に基づく補修の実施

- ・環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（平成 27 年 3 月改訂）」によると、『ごみ焼却施設の耐用年数はこれまでは一般的に 20 年程度とされてきたが、建物についてみれば 50 年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20 年程度経過してもなお、受変電設備、発電設備を始めとして高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多い。』との見解が示されています。このことは、ごみ焼却施設だけでなく、粗大ごみ処理施設や資源化施設も同様と考えられることから、現在の施設の状況を踏まえ、平成 28 年度に精密機能検査・耐用度調査を実施し、平成 40 年度までの延伸をめざした新たな大規模維持補修計画（長寿命化計画）を策定し、これに基づいた更新補修や定期補修等を実施することにより、安定したごみ処理体制を維持していきます。

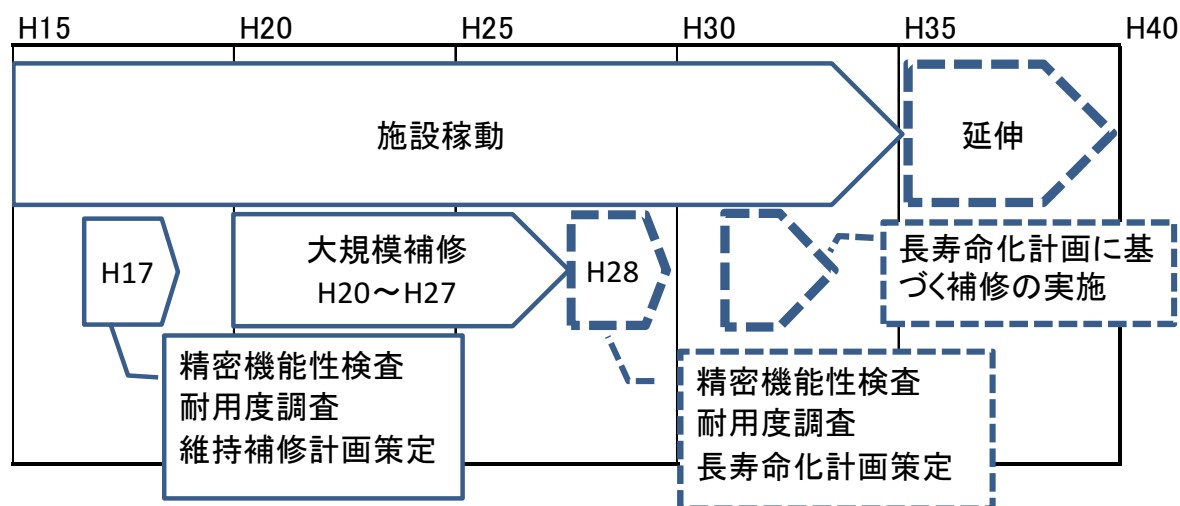


図 5-2 環境管理センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）、資源選別所（資源化施設）の維持補修計画

第4節 最終処分計画

1. 最終処分計画のめざすべき方向性

市所有の最終処分場は平成 28 年度に埋立完了となり、現状では、その後の市内最終処分場の確保が困難です。また、焼却灰を資源化することにより、資源循環型社会の形成と環境負荷低減等の効果があることから全量資源化をめざします。

1 焼却灰の資源化等の推進

◆焼却灰の資源化等の取り組み

- ・焼却灰は民間処理施設への委託により、全量資源化を進めます。
- ・焼却灰の全量資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討します。
- ・焼却灰の新たな資源化施策の動向については、継続して情報収集していきます。

第5節 次期施設整備計画

1. ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備

現在のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の使用期間を延伸し、平成40年度までの延命化をめざします。

そのため、次期施設の整備については、施設整備に係る国の動向や技術革新などについて情報収集するとともに、ごみ排出量の状況や環境に配慮した処理システム等を考慮した施設の更新手法等を検討するため、平成33年度を目途に施設整備計画の策定等に着手する必要があります。

1 施設整備の考え方

◆施設規模等の検討

- ・次期ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、の規模、必要な設備等を検討するため、廃棄物処理に関する新たな機器、技術等の情報収集に努めます。
- ・次期ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備に当たっては、ごみの量、ごみの組成割合の変化、環境への負荷等を考慮した処理システムを検証し、整備期間中の安定的なごみ処理の維持等の課題を整理するとともに、更新手法についても検討します。

◆施設建設場所の検討

- ・次期ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の建設場所は、新たな用地の取得が難しいことから、環境管理センターの敷地内での建設手法について検討します。

◆資源物の中間処理の検討

- ・次期ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設には、資源物の中間処理を含めて検討していきます。

◆新技術の調査研究

- ・廃棄物処理の技術については、年々、技術革新が進んでいることから、新たな処理施設の整備等に備えて、常に最新技術の調査・研究を行い、そのための情報収集、調査・研究成果の蓄積を図ります。

2. 資源物の中間処理施設の整備

資源選別所の資源化施設についても使用期間を延伸し、平成 40 年度までの延命化をめざしますが、次期施設の整備については容器包装リサイクル法の制定及び改定による回収品目の増加、家庭系有料指定ごみ袋制度の導入、市民の環境意識の高まりなどにより資源回収量が増加した経過を考慮して、施設規模の十分な精査や整備期間中の安定的な資源物の処理等の課題も整理した上で進めることとします。

なお、環境管理センターの建て替え計画に合わせ、新たな資源化品目の検討と併せて、びん・缶等の資源物の中間処理施設をはじめとする将来的な資源化体制の整備に関して、民間事業者の活用を含めた検討をしていきます。

1 施設整備の考え方

◆施設の整備内容の検討

- ・ごみの資源化及びリサイクルに関する法制度の動向を注視しつつ、資源回収対象品目、回収量等を勘案した資源化施設の整備計画を環境管理センターの建て替え計画に合わせて策定し、適切な施設整備を進めます。
- ・資源化施設の整備を行うに当たっては、市民がごみの減量化及び資源化、資源の有効利用について学習する施設、再生品の展示施設等の設置についても併せて検討します。
- ・燃やせるごみとして区分されているその他のプラスチック製品等の資源化を検討します。

3. 最終処分場の確保

市が所有している最終処分場は、平成 28 年度中に埋立完了となる予定です。このため、焼却灰は全量資源化をめざしますが、一方で、自区内処理の原則により新たな最終処分場の確保に努めていきます。

4. 有機性廃棄物の資源化

ごみ焼却施設は、その規模が小さければ小さいほど環境への負荷も少なく、コストも縮減できることから、ごみ焼却量の減少は必須の課題となっています。

ごみ焼却量の減少のためには、排出される燃やせるごみの中で最も多く含まれている生ごみ（ごみ排出量の約半分）、剪定枝等の有機性廃棄物の資源化を推進していく必要があります。

このため、剪定枝の分別収集を実施し、有機性廃棄物の資源化について検討することとします。

1 施設整備の考え方

◆処理システム等の検討

- ・有機性廃棄物施設の規模を検討するため、他市の有効な取り組み、事例等有機性廃棄物の資源化技術又は用途に関する情報を収集します。

第6節 計画の推進

当計画の基本理念に掲げた「循環型都市 やまと」のため、本市は、循環型社会の形成に必要なごみの発生抑制、ごみの減量化及び資源化等に必要な施策を展開していきます。

しかし、この施策に取り組むためには、市民、事業者及び本市がそれぞれの役割を認識し、協力していくことが必要不可欠です。

このことから、計画を推進するためには市民及び事業者に対して周知と理解を深めていただくとともに、相互に連携をとりながら一体となって、基本理念の実現に向け推進していくものとします。

第7節 計画実施スケジュール

施策	主な施策	H28～30	H31～33	H34～36	H37 目標年度
発生抑制、再使用及び再生利用計画	発生抑制の推進				
	1 市民及び事業者への情報提供等	情報の提供			
		ごみの発生抑制の啓発			
		ごみ及び資源物の排出方法の周知及び指導			
	2 学校教育との連携	施設見学における環境学習の実施			
		副読本作成のための資料提供			
		「やまとみどりの学校プログラムによる学習の支援」			
		環境ポスターによる啓発			
	3 環境学習の充実	出前講座等の実施			
		環境学習プログラムの整備			
	4 啓発イベント等の実施	イベント内容の充実等			
	5 市民、事業者及び本市の連携	美化キャンペーンの実施			
		ごみ及び資源物の排出ルールの徹底			
		ごみの発生抑制の推進			
	6 市民活動等への支援	生ごみ処容器等の購入補助			
	7 不法投棄防止対策	パトロールの実施等			
		管理者責任の周知及び防止対策の指導			
		法的対応の検討			
	8 事業者への指導等	事業者への指導			
		事業者への協力の要請			
		事業系ごみの発生抑制策の検討			
	9 環境事業推進員の育成	研修等の実施			
	10 市の自主的取組	やまとEMSの推進			
		発生抑制の徹底			
	11 一般廃棄物処理手数料の検証	適正な手数料の検証			

継続

充実・拡大

新規

施策		主な施策	H28～30	H31～33	H34～36	H37 目標年度
発生抑制、再使用及び再生利用計画	再使用の推進					
	1	市民の自主的取組 市民の取組の促進				
	2	事業者の自主的取組 事業者の取組の促進				
	3	市の自主的取組 再使用の徹底				
	再生利用の推進					
	1	資源化の推進				
		紙及び布類の資源化促進				
		資源物の排出箇所数の増設等				
	2	生ごみ等の資源化				
		生ごみ処理容器等による資源化の促進				
		学校給食の調理くず、食べ残しの資源化				
		資源化方法等の検討				
	3	剪定枝の資源化 剪定枝資源化への取組				
収集及び運搬計画	効率的な収集及び運搬体制の構築					
	1	収集及び運搬体制の検討				
		調査、研究及び見直しの実施				
	2	収集方法の見直し				
		業務の委託範囲の拡大				
	分別区分及び収集方法の検討					
	1	ごみ及び資源物の分別区分の検討				
	2	資源物の回収方法の検討				
	収集車輛の整備					
	1	整備の方向性				
中間処理計画	施設の適正な運転、管理等					
	1	施設の効果的運用及び適正な管理				
		適正なごみ搬入の管理				
		適正な運転及び管理の実施				

継続

充実・拡大

新規

施策		主な施策	H28～30	H31～33	H34～36	H37 目標年度
中間 処理 計画	効率的かつ適正な処理					
	1 燃やせるごみの処理	木製家具の再使用の推進				
		安全かつ衛生的な適正処理の推進				
		処理技術の向上				
	2 燃やせないごみの処理	資源物の回収				
		有害ごみの最適処理の推進				
	3 資源物の処理	資源化手法の検証				
		その他プラスチック製容器包装の資源化率向上	中間処理設備の検討・実施			
		資源物の適正な処理の推進				
	4 熱エネルギーの利用	温水熱源及び発電への有効利用				
	5 処理困難物の処理	処理困難物・有害廃棄物への対応				
	6 大和高座ブロックでの広域処理	大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議の継続				
ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の補修計画						
1 維持補修計画	計画に基づく補修の実施	補修計画の検討	定期補修・基幹補修・更新補修			
最終 処分 計画	最終処分計画のめざすべき方向性					
	1 焼却灰の資源化等の推進	焼却灰の資源化等の取組	焼却灰の全量資源化			
次期 施設 整備 計画	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備					
	1 施設整備の考え方	施設規模等の検討	検討	準備及び調査実施	建設	
		施設建設場所の検討	検討	準備及び調査実施	建設	
		資源物の中間処理の検討	検討	準備及び調査実施	建設	
		新技術の調査研究				
	資源物の中間処理施設の整備					
	1 施設整備の考え方	施設の整備内容の検討				
	最終処分場の確保					
	1 市内最終処分場の確保	自区内処理による最終処分場の確保				
	有機性廃棄物の資源化					
1 施設整備の考え方	処理システム等の検討					

継続

充実・拡大

新規